第4章 二次審査 ΕE エラーコード メッセージ 支給量:同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)の提供実績が存在していま PQ14 EF EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 平成30年 4月分 生活介護サービス提供実績記録票 PB 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 1 2 1 1 1 1 1 1 支給決定障害者氏名 受給 太郎 事業者及び その事業所 〇〇事業所 契約支給量 サービス提供実績
 日付付日
 サービス提供 の状況
 開始時間 終了時間 住 復 時間数 500 円 200 利用者 確認印 備考 PC 0 0000 平成30年 4月分 自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票 9 9 1 2 1 1 1 1 1 2 支給決定障害者氏名 PJ 16 月 □□事業所 契約支給量 サービス提供事績 0 サービス提供 提供形態 PK 0000 PP 16 月 0 0 0 0000 0000 0 PQ 0 0 0000 0000 0 0000 PR 初期加算 利用開始日 〇〇年〇月〇日 当月算定日数 PS ・通所系のサービスの【実績記録票】 のサービス提供日に、他の自立訓練 (生活訓練)サービスの提供実績が PT 重複している

PU

PW

通所型 ○回 訪問型 1時間未満 回 ○○回

初期加算 利用開始日 ○○年○月○日 30日目 ○○年○月○日 当月算定日数

通所系のサービス「の【実績記録票】 ²においてサービスが行われている日付に、他の自立訓練(生活訓練)の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、 事業所の生活介護の【実績記録票】と、 事業所の自立訓練(生活訓練)の【実績記録票】とで、2018年 4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」 となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、自立訓練(生活訓練)の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、通所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、1日に重複した通所系のサービスを報酬算定できないものとされています4が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3欠席時対応加算の算 定時は除きます。

4「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・1・ (2)「障害福祉サービス 種類相互の算定関係 について」を参照。

正常となる例

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

	サービス提供年月	市町村番号事業所番号		受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間	
2018.04		991111	9911111111	9999999999	0701	16	09:00	11:00	

白立訓練(生活訓練)サービス提供宝績記録要情報(旧畑情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間	
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1401	17	09:00	12:00	

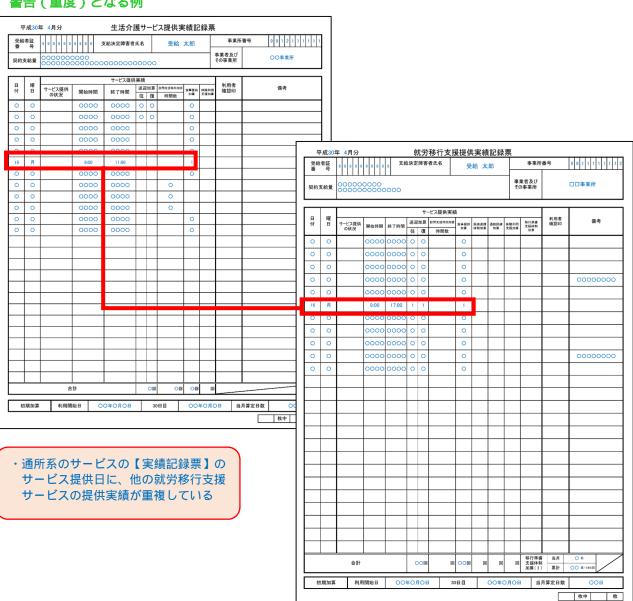
・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の自立訓練(生活訓練)サービスの提供実績が重複していない

ΕE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS PT

エラーコード メッセージ PQ15 支給量:同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HIS SAILS TIM	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



PW

PU

通所系のサービス 'の【実績記録票】 ²においてサービスが行われている日付に、他の就労移行支援の【実績記録票】においてサービスが行われています ³。

前ページの例では、事業所の生活介護の【実績記録票】と、事業所の就労移行支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、就労移行支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、通所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、1日に重複した通所系のサービスを報酬算定できないものとされています。が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、 欠席時対応加算の算 定時は除きます。
- 4「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・ 1・(2)「障害福祉サー ビス種類相互の算定 関係について」を参 照。

正常となる例

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	棣 式種別番号	日何	開始時間	終了時間			
	2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	09:00	11:00				
1											
勍	忧労移行支援提供	↓									
•	サービス提供年月	市町村番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間					
	2018.04	991111	9912111112	9999999999	1601	17	09:00	17:00			

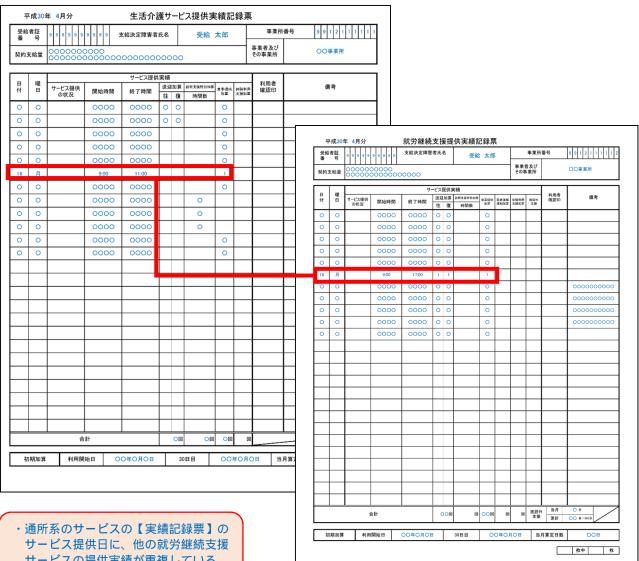
・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の就労移行支援サービスの提供実績が重複していない

EE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR

エラーコード	メッセージ
エノ コ !	772 7
PQ16	支給量:同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HIS SAILS TIM	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



サービスの提供実績が重複している

PW

PS

PT

PU

通所系のサービス 'の【実績記録票】 ²においてサービスが行われている日付に、他の就労継続支援の【実績記録票】においてサービスが行われています ³。

前ページの例では、事業所の生活介護の【実績記録票】と、事業所の就労継続支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、就労継続支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、通所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、1日に重複した通所系のサービスを報酬算定できないものとされています。が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、 欠席時対応加算の算 定時は除きます。
- 4「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・ 1・(2)「障害福祉サー ビス種類相互の算定 関係について」を参 照。

正常となる例

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 3		受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間	
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0701	16	09:00	11:00
	1	•					
就労継続支援提供	実績記録票情	「報(明細情 報	报)	,	Ţ		
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04 991111 9912111112		9999999999	1701	17	09:00	17:00	

・通所系のサービスの【実績記録票】のサ ービス提供日に、他の就労継続支援サー ビスの提供実績が重複していない

ΕE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK

エラーコード メッセージ PQ17 支給量:同じ日付に他の施設入所支援の提供実績が存在しています

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
H13 3 1113 11A	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



PW

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

入所系のサービス 'の【実績記録票】 ²においてサービスが行われている日付に、他のサービス提供事業所による施設入所支援の 【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、 事業所の宿泊型自立訓練の【実績記録票】と、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

- 1入所系のサービスとは、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助を指します。なお、ここではチェック対象となる[実績記録票]と同じ施設入所支援は除きます。
- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、入所系のサービスの【実績記録票】と、施設入所支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。入所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、入所系のサービスの報酬を同じ日に重複して算定することはできませんが、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報(明細情報)

	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	地域移行加算· 退所日(年月日)				
	2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	16	2018.04.16				
Ť	施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)										
	10 HX 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	天棋心球示师	9枚(叶种1月4	叙)	•	•					
	サービス提供年月	夫類記録宗 [i] 市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	入所時特別支援加算· 利用開始日(年月日)				

・入所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の施設入所支援サービスの提供実績が重複していない

ΕE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PR PS

PQ18 支給量:同じ日付に他の宿泊型自立訓練サービスの提供実績が存在しています

	様式	レコード:項目
	【請求書】	<u>-</u>
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HIS STITE	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例

受給 番	者証号	9 9 9 9	9 9 9	9 9 9		障害者氏		実績記 ^{受給}		事業所番	号	9 9	1 1 1	1 1 1 1 1									
		箇用の有無	0	補足約	合付額(日割	i) 0	00 FI/	В		事業者及び その事業所		008	事業所										
				支援実績	Ī		食	朝倉【〇〇	実費算定額		利												
付	曜日	サービス提供 の状況	入院・ 外泊時 加算	入院時支援 特別加算	地域移行 加算	体験宿泊 支援加算	費の単価	昼食 ○(0 夕食 ○(0 一日	OO 用/目 OO 用/目 円/目	光熱水費の単値 一日 ○○ 円 一月 円	者	<u> </u>	/##. z	*									(様式15)
	0						朝食	昼食	夕食 ○	光熱水費	┤┌			F 4月分				自立記				記録票	
2	0	00					0			0	1	受 給	者証 号	9 9 9 9 9	9 9 9 9	支給決定	障害者氏名		受給 太	郎	_	業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1 1
3	0	00	0] [事業者及 その事業	o i所	□□事業所
ı	0	00	0								. i						支援実績						
5	0	00	0								- 1	日付	曜日	サービス提供の	夜間支援等	食事提供	入院時支援	_	日中支援	医療連携体制加算	地域移行	利用者 確認印	備考
7	0	00	0	0							┧			状況	体制加算	加算	特別加算	支援加算	加算	体制加算	加算		
	0	00	0	0							1	2	0										
	0	00	0								1	3	0										
0	0	00	0]	4	0										
1	0	00									. I	5	0										
3	0						0	0	0	0	1 [6	0										
4	0						0	0	0	0	{ [7	0										
5	0						0	0	0	0	┧	8	0										
6	月						0			0	1	9	0										
7	0]	10	0										
В	0										↓ ⊦	12	0										
9	0										-	13	0										
0	0										{	14	0										
2	0										1 [15	0										
3	0											16	月		0	0							
4	0] [17	0		0	0							
5	0										↓	18	0	00	0	0							
6	0										┤╶├	20	0	00									
8	0										┤╶├	21	0	00									
9	0	\vdash							\vdash		1	22	0	00									
0	0										1 t	23	0	00			0						
] [24	0	00									
	合計		0.5			П	○回 各小â			C		25	0	00									
	25	т	00	00	0		各小記 実費合記	-	0000 m	00000	1	26	0	00									
斤時	特別支持	接加算 #	用開始	В			30日	_		当月:	1	27	0	00	0	0							
	成移行加	_	退所日	$\overline{}$	30年4月	16日	退所後1	_			1	28	0	00	0	0							
												30	0		0	0							
											1												
λ	所 3	系のt	_ _	ビス	0	宝维	記念	ままり 二重 い	ற				合	ā†	00	00	00	0	0	0	0		

PT

PU

入所系のサービス¹の【実績記録票】 ²においてサービスが行われている日付に、他のサービス提供事業所における宿泊型自立訓練の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】と、 事業所の宿泊型自立訓練の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

- 1入所系のサービスとは、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助を指します。なお、ここではチェック対象となる[実績記録票]と同じ宿泊型自立訓練は除きます。
- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、入所系のサービスの【実績記録票】と、宿泊型自立訓練の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。入所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、入所系のサービスの報酬を同じ日に重複して算定することはできませんが、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	地域移行加算· 退所日(年月日)
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	2018.04.16
宿泊型自立訓練サ		•				
サービュ担併生日	ᆂᄪᆟᆉᆓᄆ	車架に来口	巫<u>松</u>李訂来 巴	埃士廷叫来 只		初期加算·

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号 様式種別番号		日付	初期加算· 利用開始日(年月日)
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1501	17	2018.04.17

- ・入所系のサービスの【実績記録票】のサ
 - ービス提供日に、他の宿泊型自立訓練サ
 - ービスの提供実績が重複していない

エラーコード

EE

EG

PQ19 EF

メッセージ

支給量:同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在していま

EΗ 審查対象 請求情報

様式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	-
【実績記録票】	明細:日付
【上限額管理結果票】	-

PA

EL

警告(重度)となる例

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

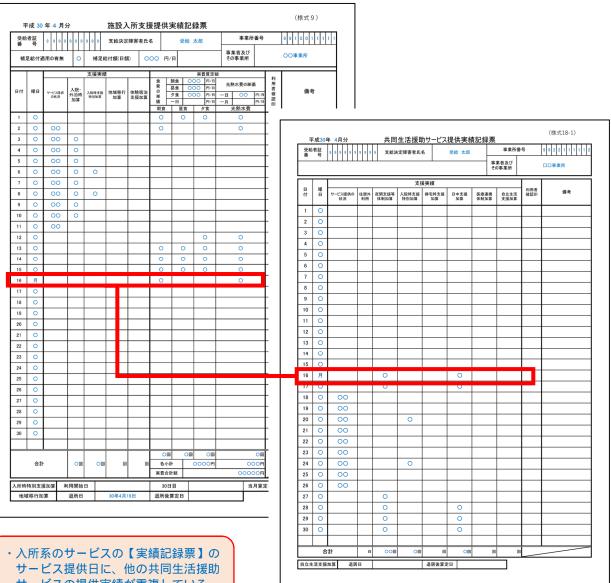
PR

PS

PT

PU

サービスの提供実績が重複している



PW

入所系のサービス 'の【実績記録票】 'においてサービスが行われている日付に、他のサービス提供事業所における共同生活援助の 【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】と、 事業所の共同生活援助の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

- 1入所系のサービスとは、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助を指します。なお、ここではチェック対象となる「実績記録票」と同じ共同生活援助は除きます。
- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、入所系のサービスの【実績記録票】と、共同生活援助の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。入所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、入所系のサービスの報酬を同じ日に重複して算定することはできませんが、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報 (明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	事業所番号 受給者証番号	樣式種別番号	日付	地域移行加算· 退所日(年月日)					
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	2018.04.16					

共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(明細情報)

			(1.0 4 -) (_
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付
2018.04	991111	9922111112	9999999999	1801	17

・入所系のサービスの【実績記録票】のサ ービス提供日に、他の共同生活援助サー ビスの提供実績が重複していない

第4章 二次審査

エラーコード

EE EF

EG

PQ20

メッセージ

支給量:請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています

EH審査対象

様式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	基本:合計・決定利用者負担額
【実績記録票】	-
【上限額管理結果票】	-

PA

警告(重度)となる例

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

介護給付費・訓練等給付費等明細書 支援、短期入所、療養介護、 労定着支援、自立生活援助 介護給付費·訓練等給付費等明細書 受給者証番号99999999999 口口事業所 市町村番号 9 9 1 1 1 1 平成 3 0 年 4 月分 就労総対支援A型事業者負担減免措置実施 受給者証番号99999999999 1 平成 年 月 日 1 平成 年 月 日 支援A型事業者負担減免措置実施 受給者台帳(基本情報) 証記載 利用者負担 利用者負担上限月額有効 利用者負担上限額有効 市町村番号 受給者証番号 異動年月日 異動区分 市町村番号 上限月額 期間(開始年月日) 期間(終了年月日) 999999999 2018.04.01 1:新規 991111 24,600 2018.04.01 2021.03.31 991111 サー 1 2 0 0 0 0 1 2 0 0 0 枚中 枚目 枚中 枚目 ・【明細書】の「上限額管理事業所・管理結果」が 未設定の場合であり、「請求額集計欄 合計・決 定利用者負担額」の合計が受給者台帳の「利用 者負担上限額」を超えている

PW

「上限額管理事業所・管理結果」が未設定である【明細書】 が 複数ある場合において、各「請求額集計欄 合計・決定利用者負担 額」の合計が、受給者台帳にある「利用者負担上限月額」を超えて います²。

前ページの例では、各【明細書】の「請求額集計欄 合計・決定 利用者負担額」は、 事業所では13,000円、 事業所では12,000 円であり、合計は25,000円となっています。

これに対し、受給者台帳の「利用者負担上限月額」は24,600円であり、【明細書】の合計が超過していることから、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、請求情報の利用者負担上限月額の設定内容や受給者台帳(基本情報)の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

- 1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2 利用者負担のない地域相談支援給付の 【明細書】は除きまりの 、同細書】は除きまりの 、同細書】は除きまりの 、管理結果」が設上の 、管理結果」が設上の 、質理結果」がでいる 、個管理結果」を 、だチェックが行われます。

正常となる例

請求明細書情報(基本情報)

サービス 提供年月	市町村番号	市町村番号 事業所番号 受		利用者負担 上限月額	上限額管理事業所 ·管理結果	請求額集計欄 合計 ·決定利用者負担額
2018.04	991111	9911111111	9999999999	24,600	-	12,500

請求明細書情報(基本情報)

サービス 提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	利用者負担 上限月額	上限額管理事業所 ·管理結果	請求額集計欄 合計 決定利用者負担額	
2018.04	991111	9912111112	9999999999	24,600	-	12,000	

受給者台帳(基本情報)

•		M (EVT I I I I I	.)					
	市町村	受給者証番号	田新年日日	甲勒 区公	証記載	利用者負担	利用者負担上限月額	利用者負担上限額
	番号	文 給 有 祉 留 亏	共劉十月口	共劉凸刀	市町村番号	上限月額	有効期間(開始年月日)	有効期間(終了年月日)
	991111	999999999	2018.04.01	1:新規	537600	24,600	2018.04.01	2021.03.31

・【明細書】の「上限額管理事業所・管理結果」 が未設定の場合であり、「請求額集計欄 合 計・決定利用者負担額」の合計が受給者台帳 の「利用者負担上限額」以下

ΕE EF EG ΕH EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS PT

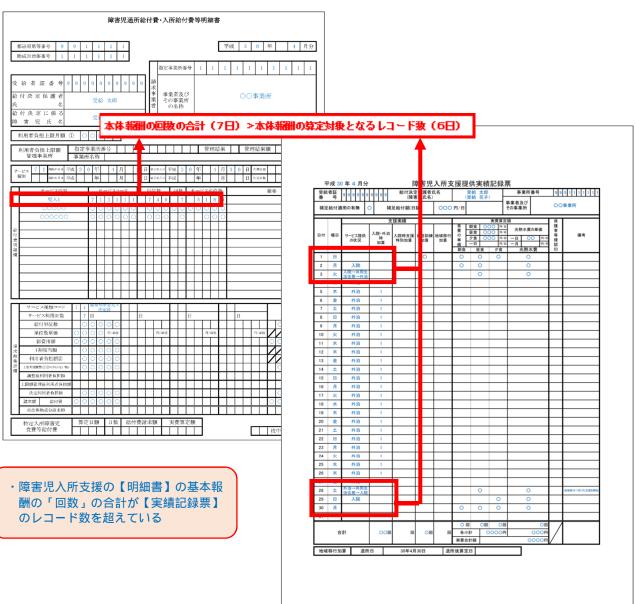
PU

PW

ア 支給量: 障害児入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	明細:回数
HI3 3 TH3 TIA	【実績記録票】	基本
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



障害児入所支援の【明細書】 'の基本報酬の「回数」の合計が【実 績記録票】のレコード数を超えています。

【明細書】については、「サービスコード」に対応する単位数表マスタ²(請求)の加算対象が「1」であるものが対象となります。また、【実績記録票】のレコード数の数え方は、以下の通りです。 【実績記録票】のレコード数

受付年月において、「地域移行加算・退所日(年月日)」以前であり、以下を満たす日数の合計です。

「サービス提供の状況」が未設定か、「入院 共同生活住居に 戻る 外泊」もしくは「外泊 共同生活住居に戻る 入院」 「サービス提供の状況」が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外 泊 入院」であり、かつ以下のいずれかに該当する。

前日の「サービス提供の状況」が未設定

翌日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」以前

「日付」が1日又は末日であり、「入院・外泊加算」「入院時支援特別加算(算定回数)」が未設定

「サービス提供年月」「日付」が「入所時特別支援加算・利用開始日(年 月日)」

「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」

前ページの例では、 事業所の障害児入所支援の【明細書】の「回数」は7と設定されています。

これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により 外泊となる4日から27日までは対象となるレコードに含まれない ため、残りの6日間がレコード数となっています。

このように、

【明細書】本体報酬の回数の合計(7日間)

> 【実績記録票】本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)

となっているため、「警告(重度)」となります。

- 1サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2単位数表マスタについ ては、97ページを参照 してください。

確認の観点

一般的には障害児入所支援の【明細書】の「回数」の合計と【実績記録票】のレコード数は一致しますが、利用者の入院・外泊期間中に一度施設に戻ることがあった場合等、一次審査では判断できないなんらかの事情がある可能性があります。

都道府県は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

明細書情報 (明細情報)



本体報酬の回数の合計(6日) 本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)

障害児入所支援提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	3道府県等番号事業所番号様式種別番		入所時特別支援加算· 利用開始日(年月日)	地域移行加算· 退所日(年月日)	
2018.04	991111	9951111111	0101	2018.04.01	2018.04.30	

障害児入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9951111111	999999999	0101	01	-
2018.04	991111	9951111111	9999999999	0101	02	2
2018.04	991111 99511	9951111111	9951111111 9999999999	0101 03		6
	• • •		• • •			3
2018.04	991111	9951111111	9999999999	0101	28	7
2018.04	991111	9951111111	9999999999	0101	29	2
2018.04	991111	9951111111	999999999	0101	30	-

・障害児入所支援の【明細書】の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えていない

マニュアル空白ページ

ΕE エラーコード メッセージ 支給量:同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在していま PQ26 EF EG 樣式 レコード:項目 【請求書】 ΕH 審查対象 【明細書】 請求情報 【実績記録票】 明細:日付 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 児童発達支援提供実績記録票 9 9 5 2 1 1 1 1 1 1 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 受給 太郎 (受給 花子) PB 事業者及び その事業所 契約支給量 児童発達支援基本決定 20日/月 PC 保護者等 確認欄 終了 送迎加算 家庭連携加算 食事提供 事業所内 相談支援 体制加算 備考 サービス提供の 状況 PJ 児童発達支援提供実績記録票 令和 3年 4月分 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 事業所番号 9 9 5 2 1 1 1 1 1 2 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 事業者及び その事業所 契約支給量 PK 備考 PP PQ PR PS 保育·教育等移行支援加算 移行日 PT ・通所系のサービスの【実績記録票】のサ PU ービス提供日に、他の児童発達支援サー ビスの提供実績が重複している 保育·教育等移行支援加算 移行後算定日 PW 枚中

通所系のサービス ¹の【実績記録票】 ²において、サービスが行われている日付に、他の児童発達支援の【実績記録票】においてもサービスが行われています ³。

前ページの例では、 事業所の児童発達支援の【実績記録票】と、 事業所の児童発達支援の【実績記録票】とで、2021年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、児童発達支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。児童福祉法に基づく指定通所支援等の留意事項通知では、同一日に複数の通所系サービスや指定入所支援にかかる報酬は算定できないものとされています。が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

9952111112

- 1通所系のサービスと は、児童発達支援、居 宅訪問型児童発達支 援、医療型児童発達 支援、放課後等デイ サービス、保育所等訪 問支援を指します。な お、訪問支援特別加 算、欠席時対応加算 の算定時等、保育所 等訪問支援を行った 場合及びチェック対象 となる【実績記録票】と 同じサービス提供事 業所における児童発 達支援は除きます。
- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、 欠席時対応加算の算 定時は除きます。尚、 サービス提供年月が 令和3年4月以降、訪 問支援特別加算は廃 止済です。
- 4「障害児支援留意事 項通知」第二・1・.(2)を 参照。

17:00

正常となる例

2021.04

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

991111

ルーノルベスススルハ												
サービス提供年月	ナービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号						終了時間					
2021.04 991111 9951111111 999999999 0301				16	10:00	17: 00						
			1									
児童発達支援提供	児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)											
サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号 日付 開始時間 終												

999999999

0301

・通所系のサービスの【実績記録票】の サービス提供日に、他の児童発達支援 サービスの提供実績が重複していない

10:00

EE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PR PS

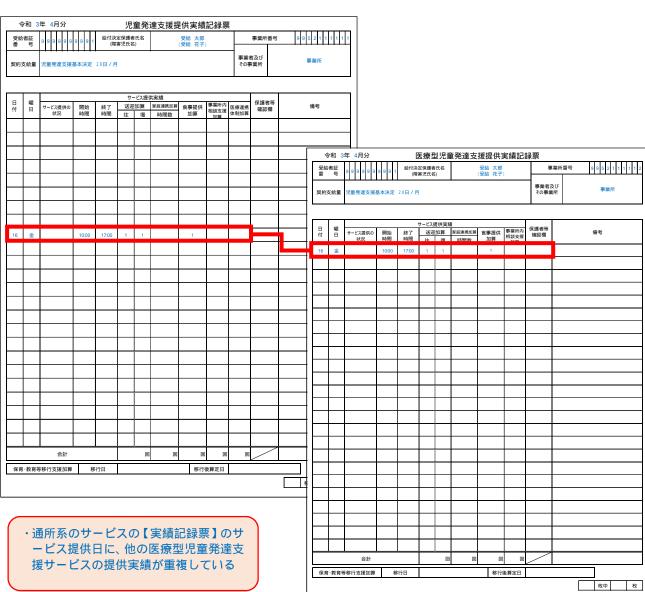
PT

PU

PW

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HIJ J TIN	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



通所系のサービス 'の【実績記録票】 ²において、サービスが行われている日付に、他の医療型児童発達支援の【実績記録票】においてもサービスが行われています ³。

前ページの例では、 事業所の児童発達支援の【実績記録票】と、 事業所の医療型児童発達支援の【実績記録票】とで、2021年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、医療型児童発達支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。児童福祉法に基づく指定通所支援等の留意事項通知では、同一日に複数の通所系サービスや指定入所支援にかかる報酬は算定できないものとされています が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1通所系のサービスと は、児童発達支援、居 宅訪問型児童発達支 援、医療型児童発達 支援、放課後等デイ サービス、保育所等訪 問支援を指します。な お、訪問支援特別加 算、欠席時対応加算 の算定時等、保育所 等訪問支援を行った 場合及びチェック対象 となる【実績記録票】と 同じサービス提供事 業所における医療型 児童発達支援は除き ます。
- **2** サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、 欠席時対応加算の算 定時は除きます。尚、 サービス提供年月が 令和3年4月以降、訪 問支援特別加算は廃 止済です。
- 4「障害児支援留意事 項通知」第二·1·.(2)を 参照。

正常となる例

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間	• • •
2021.04	991111	9951111111	9999999999	0301	16	10:00	17:00	
					4			

医療型児童発達支援提供実績記録票情報 (明細情報)

	3-2-3- 17 17 21-3-1A	223123 1 113 1 IX (·	1311A /		y			
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間	
2021.04	991111	9952111112	9999999999	0401	17	10:00	17:00	

・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が重複していない

PW

ΕE エラーコード メッセージ 支給量:同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在していま EF PQ28 EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 【実績記録票】 明細:日付 EL 【上限額管理結果票】 警告(重度)となる例 PA 平成30年 4月分 児童発達支援提供実績記録票 事業所番号 9 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1 受給 太郎 (受給 花子) 事業者及び その事業所 0000000000000000 〇〇事業所 PB 契約支給量 日付 PC 放課後等デイサービス提供実績記録票 0 0 0 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 事業所番号 9952111112 0 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 0 0000 0000 事業者及びその事業所 □□事業所 契約支給量 0 0 0000 PJ 0 0
 日
 理
 サービス提供実施

 付
 日
 サービス提供の
 提供
 開始
 終了
 透辺加算
 家庭書機類
 別無支持
 事業所力
 家庭連携

 付
 日
 サービス提供の
 接換
 財産
 1/4
 A MARS
 品級課金
 相談支援
 技術知算
 0 0 0000 0000 0000 0000 0 0 0 0000 0 0 0 PK 16 月 10:00 17:00 1 1 0 0 0 0 0 0 0 PP 0 0 0 0000 PQ PR 保育·教育等移行支援加算 移行日 移行後算定日 PS ・通所系のサービスの【実績記録票】のサ ービス提供日に、他の放課後等デイサー ビスの提供実績が重複している PT 00 移行後算定日 保育·教育等移行支援加算 移行日 枚中 枚 PU

通所系のサービス 'の【実績記録票】 ²において、サービスが行われている日付に、他の放課後等デイサービスの【実績記録票】においてもサービスが行われています ³。

前ページの例では、 事業所の児童発達支援の【実績記録票】と、 事業所の放課後等デイサービスの【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、放課後等デイサービスの【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。児童福祉法に基づく指定通所支援等の留意事項通知では、同一日に複数の通所系サービスや指定入所支援にかかる報酬は算定できないものとされています。が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1通所系のサービスと は、児童発達支援、居 宅訪問型児童発達支 援、医療型児童発達 支援、放課後等デイ サービス、保育所等訪 問支援を指します。な お、訪問支援特別加 算、欠席時対応加算 の算定時等、保育所 等訪問支援を行った 場合及びチェック対象 となる【実績記録票】と 同じサービス提供事 業所における放課後 等デイサービスは除き ます。
- 2 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 3授業の終了後又は休 業日に行う場合に限り ます。
- 4「障害児支援留意事 項通知」第二・1・(2)を 参照。

正常となる例

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9951111111	9999999999	0301	16	10:00	17:00
			'		1	•	
放課後等デイサー	ビス提供実績	記録票情報	(明細情報)		↓		
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9952111112	9999999999	0501	17	15:00	17:00

・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の放課後等デイサービス の提供実績が重複していない

第4章 二次審査 EE エラーコード メッセージ 支給量:同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在して PQ29 EF います EG 樣式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 【実績記録票】 明細:日付 EL 【上限額管理結果票】 警告(重度)となる例 PA 保育所等訪問支援提供実績記録票 事業所番号 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 5 1 1 1 1 1 1 1 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 受給 太郎 (受給 花子) PB 事業者及び その事業所 〇〇事業所 契約支給量 サービス提供実績 家庭連携加算 初回加算 保護者等 確認印 日 曜 日 算定日数 PC 時間数 0 0 0 PJ 保育所等訪問支援提供実績記録票 受給者証 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 8 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 事業所番号 9 9 5 2 1 1 1 1 1 2 受給 太郎 (受給 花子) 事業者及び その事業所 □□事業所 契約支給量 PK
 日 曜
 サービス提供実績

 付 日 算定日数
 家庭連携加算 初回加算
 保護者等 確認印 0 0 0 16 月 1 PP 0 0 0 PQ PR ・保育所等訪問支援サービスの【実績記 録票】のサービス提供日に、他の保育 所等訪問支援サービスの提供実績が重 PS 슴計 複している PT PU

PW

合計

枚中 枚

通所系のサービス「の【実績記録票】」において、サービスが行われている日付に、他の保育所等訪問支援の【実績記録票】においてもサービスが行われています。

前ページの例では、 事業所の保育所等訪問支援の【実績記録票】と、 事業所の保育所等訪問支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、2件の保育所等訪問支援の【実績記録票】で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。1日に重複して保育所等訪問支援を算定することはできませんが、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供 事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれ の請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3保育所等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできないとされています(「障害児支援国意事項通知」第二・1・(2)。

正常となる例

保育所等訪問支援提供実績記録票情報(明細情報)

		,			
市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	
991111	9951111111	9999999999	0601	16	
				1	•
提供実績記録	录票情報(明練	細情報)		↓	
市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	
991111	9952111112	9999999999	0601	17	
	991111 提供実績記錄 市町村番号	991111 9951111111 提供実績記録票情報(明 市町村番号 事業所番号	991111 9951111111 999999999999999999999	991111 9951111111 9999999999 0601 提供実績記録票情報(明細情報) 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号	991111 9951111111 9999999999 0601 16 提供実績記録票情報(明細情報) 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号 日付

・保育所等訪問支援サービスの【実績記録票】 のサービス提供日に、他の保育所等訪問支 援サービスの提供実績が重複していない エラーコード

EE

EF PQ30 メッセージ

支給量:同じ日付に他の障害児入所支援サービスの提供実績が存在してい ます

EG

EΗ

EL

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
AII EIIV C'OIN	【実績記録票】	明細:日付
	【上限額管理結果票】	-

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

警告(重度)となる例

事業所番号 9951111111 事業者及び その事業所 〇〇事業所 支援実績 実費算定額 サービス提供 の状況 入院·外泊時 入院時支援 自活訓練 加算 特別加算 加算 日 -日 ○○ 円/日 日 -月 円/月 光熱水費 -日 円/ 昼食 夕食 2 0 平成 30 年 4 月分 障害児入所支援提供実績記録票 4 0 00 0 0 9 9 5 1 1 1 1 1 1 2 受給者証 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 事業所番号 事業者及び その事業所 □□事業所 補足給付適用の有無 補足給付額(日額) 000円/日 支援実績 8 O 9 O 10 O 日付 曜日 サービス提供の状況 入院·外泊時 入院時支援 加算 特別加算 自活訓練 加算 11 O 1 0 13 O 4 0 16 月 18 O 8 0 20 O 21 O 22 O 10 0 23 O 24 O 13 0 16 月 0 27 O 18 0 29 🔾 20 O 21 O 22 O 30 🔾 各小計 24 O 実費合計額 地域移行加算 退所日 00 26 🔾 27 O 00 29 🔾 ・障害児入所支援サービスの【実績記録 票】のサービス提供日に、他の障害児 入所支援サービスの提供実績が重複し 実費合計額 ている 地域移行加算 退所日 退所後算定日

PU

PW

障害児入所支援の【実績記録票】「において、サービスが行われている日付に、他のサービス提供事業所の障害児入所支援の【実績記録票】においてもサービスが行われています。

前ページの例では、 事業所の障害児入所支援の【実績記録票】と、 事業所の障害児入所支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、障害児入所支援の【実績記録票】と、他のサービス提供事業所の障害児入所支援の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。児童福祉法に基づく指定通所支援等の留意事項通知では、同一日に複数の通所系サービスや指定入所支援にかかる報酬は算定できないものとされています ²が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として都道府県による二次審査において特に確認が必要となります。

都道府県は、サービスが提供された日付等についてサービス提供 事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの 請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

9952111112

2「障害児支援留意事 項通知」第二・1・.(2)を 参照。

正常となる例

2018.04

障害児入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

991111

		THUT ALE				
サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	地域移行加算· 退所日(年月日)
2018.04	991111	9951111111	9999999999	0101	16	2018.04.16
障害児入所支援			情報)		1	
サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	• • •

999999999

・障害児入所支援サービスの【実績記録票】 のサービス提供日に、他の障害児入所支援 サービスの提供実績が重複していない

0101

PQ34

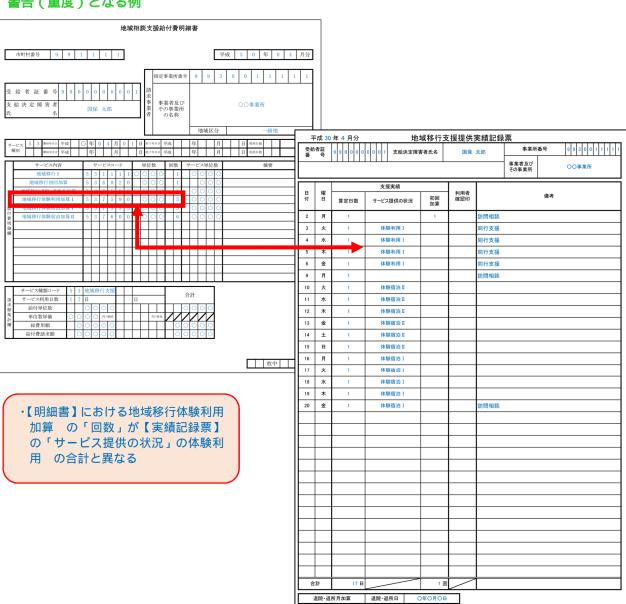
EE EF EG ΕH EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS PT

エラーコード メッセージ

支給量:請求明細書の地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が実績記 録票の地域移行体験利用加算 の算定回数の合計と一致していません

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	明細:回数
HI3-3 (III) IIA	【実績記録票】	明細
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



PW

PU

地域移行支援の【明細書】 における地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が、【実績記録票】における「サービス提供の状況」の体験利用 の合計と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の地域移行体験利用加算 の「回数」が5と設定されています。これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により体験利用 は3日から6日までの合計4日となっているため、「警告(重度)」となります²。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、【明細書】と【実績記録票】との間で、体験利用 の回数の合計が異なるために発生しています。国保連合会では、どちらが正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2地域移行支援におけ る障害福祉サービス の体験利用加算は、 障害福祉サービスの 体験的な利用支援を 提供した場合に、15日 を限度として1日につ き加算します。なお、 平成30年4月以降は、 体験的な利用支援の 提供を開始した日から 起算して5日以内の期 間については体験利 用加算()を、6日以 上15日以内の期間に ついては体験利用加 算()を算定します。 地域相談支援の報酬 改定告示(平成30年 厚生労働省告示第 101号)を参照。

正常となる例

地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)

		HIMITIA J XILE	FIX /			
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス提供の状況	
2018.04	991111	9930011111	990000001	19	3:体験宿泊	
2018.04	991111	9930011111	990000001	20	2:体験宿泊	
2018.04	991111	9930011111	990000001	21	1:体験利用	
2018.04	991111	9930011111	990000001	22	2:体験宿泊	ı
2018.04	991111	9930011111	990000001	23	1:体験利用	_

明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9930011111	9900000001	537590	2

単位数表マスタ(請求)▼

T 12 XX XX X X X X X	HD-71/				
サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始 年月日	適用終了 年月日	支給決定 サービスコード	体験利用種別
53	7590	2012.04.01	-	531000	1:体験利用加算

・【明細書】における地域移行体験利用加算の「回数」が【実績記録票】の「サービス提供の状況」の体験利用の合計と等しい

第4章 二次審査 ΕE エラーコード メッセージ 支給量:請求明細書の地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が実績記 EF PQ35 録票の地域移行体験利用加算 の算定回数の合計と一致していません EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 明細:回数 請求情報 明細 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 地域相談支援給付費明細書 PB 平成 3 0 年 0 4 月分 市町村番号 9 9 1 1 1 1 指定事業所番号 3 0 0 1 1 1 1 受給者証番号9900000000 PC 支給決定障害者 〇〇事業所 地域移行支援提供実績記録票 平成 30 年 4 月分 9 9 3 0 0 1 1 1 1 1 PJ 事業者及び その事業所 日曜日日 利用者確認印 初回加算 算定日数 サービス提供の状況 PK 2 月 訪問相談 5 3 7 5 9 1 0 0 0 1 0 3 火 同行支援 4 水 体験宿泊Ⅱ 同行支援 5 木 体験宿泊Ⅱ 同行支援 6 金 体験宿泊Ⅱ 同行支援 PP 9 月 訪問相談 10 火 体験宿泊Ⅱ 11 水 体験宿泊Ⅱ 12 木 体験利用I ビス利用日数 13 金 体験利用I 2 3 H H H PQ 14 ± 体験利用I 単位数単価 15 日 体験利用I 16 月 体験利用I 17 体験利用Ⅱ 火 訪問相談 18 水 体験利用Ⅱ 同行支援 PR 19 木 枚中 体験利用Ⅱ 同行支援 20 金 体験利用Ⅱ 同行支援 体験利用Ⅱ 同行支援 24 **休**翰利用 IT 同行支援 体験利用Ⅱ 同行支援 ・【明細書】における地域移行体験利用 PS 26 木 体験利用Ⅱ 同行支援 加算の「回数」が【実績記録票】 27 金 体験利用Ⅱ 30 の「サービス提供の状況」の体験利 用 の合計と異なる PT PU 合計

PW

地域移行支援の【明細書】 における地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が、【実績記録票】における「サービス提供の状況」の体験利用 の合計と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の地域移行体験利用加算 の「回数」が10と設定されています。これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により体験利用 は17日から27日までの合計9日となっているため、「警告(重度)」となります²。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、【明細書】と【実績記録票】との間で、体験利用 の回数の合計が異なるために発生しています。国保連合会では、どちらが正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2地域移行支援におけ る障害福祉サービス の体験利用加算は、 障害福祉サービスの 体験的な利用支援を 提供した場合に、15日 を限度として1日につ き加算します。なお、 平成30年4月以降は、 体験的な利用支援の 提供を開始した日から 起算して5日以内の期 間については体験利 用加算()を、6日以 上15日以内の期間に ついては体験利用加 算()を算定します。 地域相談支援の報酬 改定告示(平成30年 厚生労働省告示第 101号)を参照。

正常となる例

地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)

也以份门又饭证六		HIMITIA J XILE	TIX /		
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9930011111	990000001	19	3:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	990000001	20	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	990000001	21	4∶体験利用
2018.04	991111	9930011111	990000001	22	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	990000001	23	4∶体験利用

明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9930011111	9900000001	537591	2

単位数表マスタ(請求)▼

+ EXX (1)() (High)							
サービス種類コードサービス項目コード		適用開始 適用終了 年月日 年月日		支給決定 サービスコード	体験利用種別		
53	7591	2018.04.01	-	531000	4:体験利用加算		

・【明細書】における地域移行体験利用加算の「回数」が【実績記録票】の「サービス提供の状況」の体験利用の合計と等しい

エラーコード

EE

EF

PQ65

メッセージ

支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「通所施設移 行支援加算・算定日(年月日)」の年月と一致していません

基本:通所施設移行支援加算・算定日(年月日)

明細:サービス提供年月

レコード:項目

EG

EH

EL

【 上限額管理結果票】

様式

【請求書】

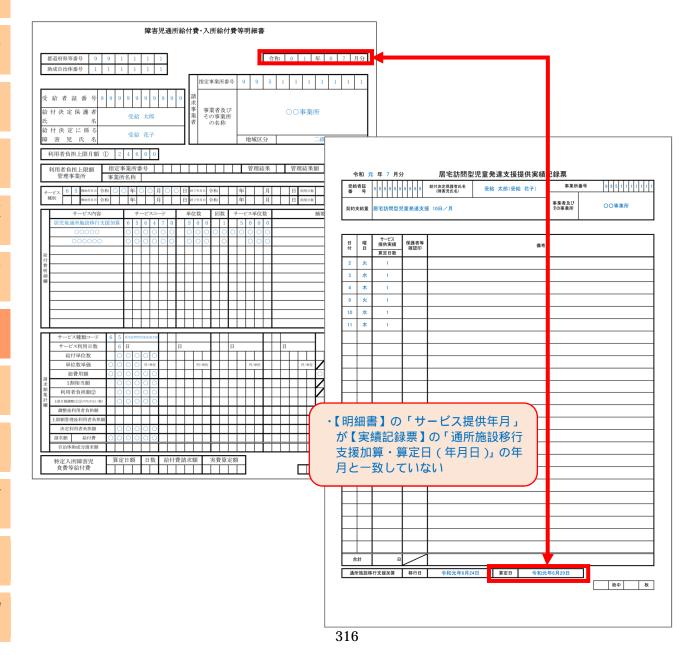
【明細書】

【実績記録票】

警告(重度)となる例

審查対象

請求情報



PA

РΒ

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

居宅訪問型児童発達支援の【明細書】 'の「サービス提供年月」が、【実績記録票】の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」 ²の年月と一致していません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和元年7月)が、【実績記録票】の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」(令和元年6月29日)の年月と異なるため、「警告(重度)」となります。

- 1 サービス提供年月が 平成31年4月以降の ものに限ります。
- 2通所施設移行支援加 算が算定される支援 を行った日を記載しま す

確認の観点

居宅訪問型児童発達支援にかかる通所施設移行支援加算は、居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や、移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものとされています。そのため、【明細書】の「サービス提供年月」は通常、【実績記録票】の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月と一致すると考えられますが、【実績記録票】の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」は、通所施設移行支援加算が算定される支援を行った日を記載することから、必ずしも算定月のみに記載されるものでもないと考えられるため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、居宅訪問型児童発達支援にかかる通所施設移行支援加算を算定した状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

3「障害児留意事項通知、第二・2・(居宅訪問型児童発達支援給付費)の「通所施設移行支援加算の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	
2019.07	991111	9951111111	999999999	
	_			

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	通所施設移行支援加算 算定日(年月日)
2019.07	991111	9951111111	999999999	2019.07.01

・【明細書】の「サービス提供年月」が【実績記録票】の「通所施設移行 支援加算・算定日(年月日)」の年 月と一致している エラーコード

審查対象 請求情報

EE

EF PQ69 メッセージ

支給量:請求明細書の基本報酬(住居外利用)の「回数」の合計が実績記 録票の「住居外利用(日)」未満です

EG

EΗ

EL

様式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	明細:回数
【実績記録票】	基本:提供実績の合計2・住居外利用(日)
【上限額管理結果票】	-

PA

警告(重度)となる例

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

訓練等給付費等明細書 (共同生活援助) 令和 0 1 年 0 7 月分 指定事業所番号 受給者証番号99999999 支給決定障害者等 (様式18-1) 共同生活援助サービス提供実績記録票 障害支援区分 事業所番号 9 9 2 1 1 1 1 1 1 1 事業者及び その事業所 支援実績
 日付
 世界
 大ス提供の 特別
 住房外 利用
 改開支援等 特別加算
 入院時支援 特別加算
 単宅時支援 加算
 日中支援 加算
 原産連携 体勢加算
 日立生活 保勢加算

 単位数
 回数

 9 0 1 2 8

 7 0 7 3
 金 В 利用者負担額② В ・【明細書】の基本報酬(住居外利用) の「回数」の合計が、【実績記録票】 自立生活支援加算 退尿日 の「住居外利用(日)」未満

PW

日中サービス型共同生活援助の【明細書】 「における基本報酬のうち、住居外利用であるものの「回数」が、【実績記録票】の「住居外利用(日)」未満です²。

前ページの例では、【明細書】の住居外利用である基本報酬の「回数」が3回となっています。これに対し、【実績記録票】では、「住居外利用(日)」は4日となっています。このため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日もしくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、別途定められた報酬を算定することとされています3。

市町村は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業 所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支 払」又は「返戻」とします。

- 1 サービス提供年月が 平成31年4月以降の ものに限ります。
- 2併せて、【明細書】の 住居外利用ではない 「回数」が、【実績記録 票】の住居外利用でな い日数を超えているこ とも条件です。
- 3「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・3・ ・ の「日中サービ ス支援型共同生活援 助サービス費につい て」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提	供年月	サービスコード	回数	
	2019.07	9951111111	999999999	2019.0)7	33C441	5	
共	共同生活援助サービス提供実績記録票情報(基本情報)							
	サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 提供実績の合計 住居外利用(E						·住居外利用(日)	
	2019.07	9911	9951111	111 99999	99999	5		

・【明細書】の基本報酬(住居外利用)の「回数」の合計が、【実績記録票】の「住居外利用(日)」と同じ

エラーコード

EE

EF PQ71

メッセージ

支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「初期加算・ 利用開始日(年月日)」の年月と一致していません

EG

EH

EL

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	明細:サービス提供年月
A10 0 1110 1111	【実績記録票】	基本:初期加算・利用開始日(年月日)
	【上限額管理結果票】	-

PA

警告(重度)となる例

PB

PC

PJ

PK

PP

PC

PR

PS

PT

PU

PW

ケ護給付費・訓練等 (居宅介護、重度訪問介護、両庁援護、行動援護、生活介護、施政入所支援、自立訓練、執穷移行支援・市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	重度障害者等包括支援、短期入月 、就労継続支援、就労定着支援、	f、療養介護、 自立生活援助) 0 1 年 0 ■	7 月分								
助成自治体番号 1 1 1 1 1 1 1 Hi	業所番号 9 9 1 1	1 1 1 1	1 1								
受給者証番号9999999999											
支給決定障害者等 氏 名 受給 太郎 著		○○事業所									
支給決定に係る 庫 害 児 氏 名	地域区分 継続支援A型事業者負担減免	○級地 排揮すが	,	令和 元	年7月分		就労	定着支援提供実績記録	·		
利用者負担上限月額 ① 2 4 6 0 0 就労継続支援A型減		相似大地		合者証	9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 支	給決定障害		事業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1	1
利用者負担上限額 指定事業所番号 9 9 1 1 1 1	1 1 1 管理結果 1	管理結果額 〇	"	-	ШШ				事業者及び その事業所	〇〇事業所	1
管理事業所 事業所名称 4 7 回時明月 平成 0 年 0 月 0 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□○事業所	日和明日数〇〇	⊢	_	T ±	援実績	_	<u> </u>	,		╡
サービス 権別 機能等用 平成 年 月 日 87年月月 関係等用 平成 年 月 日 87年月	成 年 月 成 年 月	日利用数	付付	曜日	算定日数	特別地域加算	利用者確認印		備考		
サービス内容 サービスコード 単位数 就労定着初期加算 4 7 5 0 5 0 9 0 0	回数 サービス単位数 1 9 0 0	摘要	1	月	1	1		自宅等訪問			4
			5	金火	1			企業訪問 関係機関訪問			-
給			16	火	1			障害者本人・家族等の来所			1
· 付 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											1
福機]
			\vdash								-
			\vdash								1
サービス種類コード 4 7 就労定着支援	+++++										1
サービス利用日数 〇 日 〇 日 給付単位数 ○ ○ ○ ○ ○	В В										_
単位数単価 〇 〇 〇 四/単位 四/単位	FS/4442	P1/W/d2	\vdash								-
総費用額											\dashv
## 利用者負担額② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○											1
新計 標 A型減免 事業者減免額 減免取用者計劃]
凋整後利用者負担額 〇 〇 〇 〇		0	\vdash								4
上限额管理後利用者負担額 〇〇〇〇			\vdash								\dashv
請求額 給付費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		00									┨
特定障害者特別給付費 第定日額 日数 給付費請求額	· 費算定額										1
19 AC PA 19 19 19 19 31		枚中									
			\vdash						F 11 12.		1.00
							Н	・【明細書】の			
								【実績記録票			
								開始日(年月	目)」の空	∓月と一致し	って
			-				Н	いない			
											\Box
				合計	4日	1 🗆]
		\rightarrow	-	初期加算	利用	開始日 令和	0元年6月24	日			
		L									

就労定着支援の【明細書】「における「サービス提供年月」が、 【実績記録票】の「初期加算・利用開始日(年月日)」の年月と一致していません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和元年7月)が、【実績記録票】の「初期加算・利用開始日(年月日)」(令和元年6月24日)の年月と一致していないため、「警告(重度)」となります。

1 サービス提供年月が 平成31年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

就労定着支援にかかる初期加算は、新規に就労定着支援計画を作成し、就労定着支援を行う場合に、アセスメント等に時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した月に、1回に限り算定するものです²。

ただし、サービス利用開始後に初期加算等を算定後、30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合、当該加算の算定は可能となるため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、就労定着支援にかかる初期加算を算定した状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

2「障害福祉サービス報酬告示」第14の2(就労定着支援)の3及び「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(就労定着支援サービス費)の「初期加算の取扱いについて」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2019.07	991111	9951111111	999999999

・【明細書】の「サービス提供年月」が【実 績記録票】の「初期加算・利用開始日 (年月日)」の年月と一致

居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票情報(基本情報)

_		<u> </u>			
	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	初期加算·利用開始日(年月日)
	2019 07	991111	9951111111	999999999	2019 07 01

エラーコード

EE

EF PQ79

メッセージ

支給量:経過措置該当サービスのため、実績記録票が届いていません

EG

EH

EL

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	基本:地域区分コード
HI3 3 TH3 TIK	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

PA

警告(重度)となる例

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

介護給付費・訓練等給付費等明細書 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労維続支援、就労定着支援、自立生活援助) 市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 1 助成自治体番号 1 1 1 1 1 1 1 令和 0 1 年 0 7 月分 指定事業所番号 受給者証番号 ○○事業所 支給決定障害者等 受給 太郎 地域区分 24:四級地(旧障害児施設) 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施 無し 利用者負担上限月額 ① 2 4 6 0 0 就労継続支援A型減免対象者 無し 指定事業所番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 管理結果 1 管理結果額 0 0 0 利用者負担上限額 管理事業所 成 〇 〇 年 | 〇 月 | 〇 日 # 成年月月日 ・【明細書】の事業所番号等から、対応 する【実績記録票】が存在しない 合計 サービス利用日数 給付単位数 単位数単価 総費用額 1割相当額 利用者負担額② 決定利用者負担額 請求額 算定日額 日数 給付費請求額 実費算定額 特定障害者特別給付費 枚中 枚目

PW

生活介護、若しくは入所支援の【明細書】 に対応する【実績記録票】が存在せず、かつ、【明細書】の「地域区分コード」が「21」以上(児童施設経過措置事業所)です。

前ページの例では、【明細書】に対応する【実績記録票】が存在せず、かつ【明細書】の「地域区分」が「四級地(旧障害児施設)」(地域区分コード:24)であるため、「警告(重度)」となります。

1サービス提供年月が 平成31年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

現在、経過的生活介護及び経過的施設入所支援における【実績記録票】提出については、システム化されていないため、紙等で市町村へ提出する必要があります。このため、【実績記録票】が別途提出されていることを確認するため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、上記を踏まえて請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	地域区分コード
2019.07	991111	9911111111	999999999	04:四級地

生活介護提供実績記録票情報 (基本情報)

	- 3 · 3 · 11 3 · 11 · (-	_ ' ''' '''' '			
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号		
2019.07	991111	9911111111	999999999		

・【明細書】の「地域区分コード」が「20」 以下であり、対応する【実績記録票】 が存在する 審查対象 請求情報

ΕE EF EG ΕH EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS PT

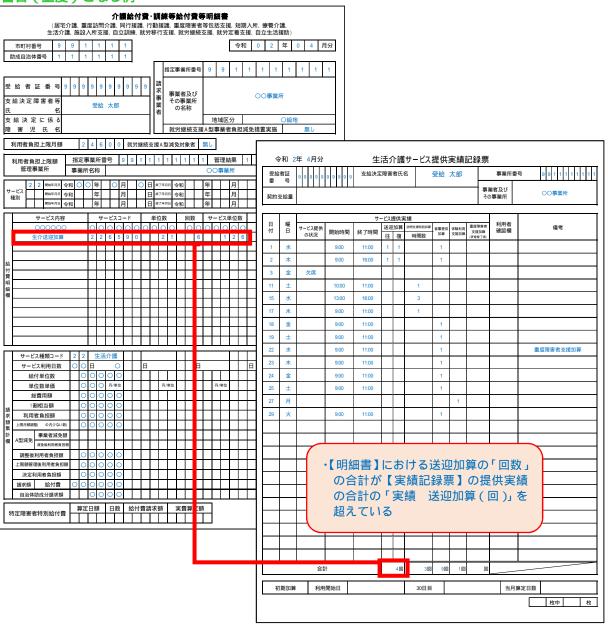
EF PQ91

メッセージ

支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています

様式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	明細:回数
【実績記録票】	基本:実績 送迎加算(回)
【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



PU

【明細書】「の送迎加算の「回数」の合計が、【実績記録票】の「提供実績の合計・実績 送迎加算(回)」を超えています。

前ページの例では、生活介護の【明細書】の送迎加算の「回数」が6と設定されています。

これに対し、【実績記録票】では、「提供実績の合計・実績 送迎加 算(回)」は5となっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

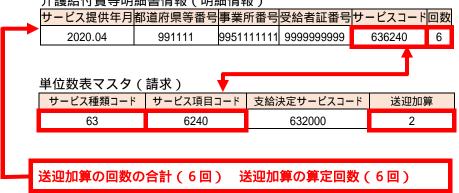
この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、【明細書】と【実績記録票】との間で、送迎加算の回数の合計が異なるために発生しています。国保連合会では、どちらが正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

1サービス提供年月が 令和2年4月以降のも のに限ります。

正常となる例

介護給付費等明細書情報(明細情報)



放課後等デイサービス提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	樣式種別番号	提供実績の合計・ 送迎加算(回)
2020.04	991111	9951111111	0501	6

・【明細書】の送迎加算の「回数」の合計が【実 績記録票】の送迎加算の算定回数を超えてい ない エラーコード

EE

EF

PQ96

メッセージ

支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」を超えています

集計:特定障害者特別給付費·実費算定額

基本:実費算定の合計・実費合計額(円)

レコード:項目

EG

EH

EL

樣式

【上限額管理結果票】 -

PA

警告(重度)となる例

РВ

PC

PJ

PK

PP

PG

PR

PS

PT

PU

PW

書古(里皮)となる例														
介護給付養・訓練等給付養等明細書 (居宅介護、重度訪問介護、同行類護、行動擬議、重度期等者等包括支援、短期入所、指														
生活介護 施設入所支援。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援。自立 市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 1			3 月分	a										
助成自治体番号 1 1 1 1 1 1	1-1		1,,,,	-										
指定事業所番号 9 9 1 0	0 1	1 1	1 1											
受給者証番号99000000011		AIR 0/F		\coprod		+/= ± 1. \	cc++	☑+日 /#+		763 775				
氏 名 受給 太郎 業	_	令和 3年	3月分) TII	ПП	施設入					1	事業所番号 9	9 1 0 0	1 1 1 1 1
支給決定に係る 障害児氏名 地域区分 就労継続支援A型事業者負担減免措	#	号 9	9 0 0	0 0 0	0 0 1	支給決定	障害者氏名	i i	受給	太郎	事業者	- '		
利用者負担上限月額 就労継続支援A型減免対象者	衻	足給付適用	の有無	有り	補足約	合付額(日額)	円/	日		その事		事業所	
利用者負担上限額 指定事業所番号 991000111111 管理結果 1					技	爱実績			食	朝食	実費算定額		利用	
管理事業所 事業所名称 事業所	日付	曜日 +	ービス提供 の状況	入院· 外泊時	入院時支援 物別回顧	地域移行加算	体験宿泊 支援加算	重安障害者 支援加算	費	昼食 夕食	円/日	光熱水費の単価 一日 円/日	者確	備考
2 2 **********************************			5500	加算	10//20-38	加坤	交拨加昇	(研修修了者)	価 朝食	─日 昼食	夕食	一月 円/日 光熱水費	超	
	1	月							1	1	1	1		
サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数 生活介護16 2 2 2 1 1 1 1 2 2 0	3	火水							1	1	1	1		
	4	*							1	1	1	1		
施設入所16 3 2 2 1 1 1 3 1	5	金							1	- 1	1	1		
費	7	± 目							1	1	1	1		
H 48	8	月							1	1	1	1		
	9	火							1	1	1	1		
	10	水							1	1	1	1		
	11	木 金							1	1	1	1		
サービス種類コード 2 2 生活介護 3 2 施設入所支援	13	±							1	1	1	1		
サービス利用日数 2 0 日 3 1 日 日 日 日 給付単位数	14	日							1	1	1	1		
第17 年12 数 単位数単価 円単位 円単位 円単位	15 16	月火							1	1	1	1		
総費用額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17	水							1	1	1	1		
京 利用者負担額	18	*							1	1	1	1		
解 無 上規用制度 のからない物 計 事業者減免額	19	金						_/						
機 A型減免 埃埃纳和教授	20	土日						_	. 7	0日4四	#1 (の「特定障	宝耂	H±
調整後利用者負担額 上限額管理後利用者負担額	22	月						-				アンマップ 実費算定		_
決定利用者負担額 建浆醇 经付售	23	火												
請求額 給付費 自治体助成分請求額	24	水										票】の「		
特定障害者特別給付費 算定日額 日数 給付費請求額 実費算定額	25	*						_	Ē	計額 ((円).	」を超えて	115	-
10/CPAB B10/JSB11992 3 0 4 5 0 0 0	26	金土						-						<i>\</i>
	28	日							1	1	1	1		
	29	月							1	1	1	1		
	30	火							1	1	1	1		
	31	水		\vdash					1 31回	1 31回	1 31回	1 31回		$\overline{}$
		合計		回	回	0	回	0	各小	i†	31,000円	9,300円		
	入所	特別支援加	1 利	川開始日	3			30日				当月算定日数		
		域移行加算		退所日				退所後銅						

【明細書】 'の「特定障害者特別給付費 ²・実費算定額」が【実績記録票】の「実費合計額(円)」を超えています。

前ページの例では、【明細書】の「特定障害者特別給付費・実費 算定額」(45,000円)が、【実績記録票】の「実費合計額(円)」(39,000 円)を超えているため、「警告(重度)」となります。

- 1 サービス提供年月が 令和2年4月以降のも のに限ります。
- 2 障害児支援の場合 は、「特定入所障害 児食費等給付費」。

3「介護給付費等に係る

支給決定事務等につ

いて(事務処理要領)」 (厚生労働省障害福

祉課事務連絡)第7· ·2·(9)「特定障害

者特別給付費」を参

確認の観点

補足給付(特定障害者特別給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費)について、【明細書】の「実費算定額」には、現に要した実費の額(補足給付前の額)を記載することとされています³。このため、通常は「実費算定額」と【実績記録票】の「実費合計額」は一致します。ただし、外部の日中活動サービスを利用する施設入所支援利用者に係る「給付費請求額」が当該入所施設における実費算定額を上回る場合は、当該入所施設は日中活動サービス事業者における昼食に係る実費算定額を合算した額を記載することとなっているため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、「実費算定額」及び「実費合計額(円)」の状況について、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	特定障害者特別給付費· 実費算定額
2020.07	991111	9910011111	990000001	32	45,000

実績記録票情報(基本情報)

> CHOCKED SOURCE (<u> </u>				
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	実費算定の合計· 実費合計額(円)
2020.07	991111	9910011111	990000001	0901	45,000

・【明細書】の「特定障害者 特別給付費・実費算定額」 が【実績記録票】の「実費 合計額(円)」と等しい エラーコード

審查対象 請求情報

ΕE

EF

PR42

メッセージ

支給量:基本報酬を算定する場合、実績記録票の「支援レポート共有日」の 年月は「サービス提供年月」と同月または翌月であることが必要です

EG

EΗ

EL

様式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	明細:サービス提供年月
【実績記録票】	基本:支援レポート共有日
【上限額管理結果票】	-

PA

警告(重度)となる例

介護給付費·訓練等給付費等明細書 (國宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労維続支援、就労定着支援、自立生活援助 市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 助成自治体番号 令和 0 3 年 0 4 月分 指定事業所番号 9 9 1 0 0 1 1 1 1 (様式22) 受給者証番号99000000000 事業者及び その事業所 の名称 令和 3年 4月分 就労定着支援提供実績記録票 A事業所 支給決定障害者等 事業所番号 9 9 1 0 0 1 1 1 1 1 支給決定に係る 障害児氏名 A事業所 9 3 0 0 就労継続支援A型減免対象者 無し 利用者負担上限月額 支援実績 指定事業所番号 管理結果 管理結果額 利用者負担上限額 管理事業所 備考 定着支援連携 促進加算 算定日数 特別地域加算 RB 令和 年 月 日 利 2 金 4 В 特定障害者特別給付費 第定日額 日数 給付費 求額 実費算定額 1 枚中 1 杉 ・【実績記録票】の「支援レポート共有 日」が【明細書】の「サービス提供 年月」の年月と同月または翌月とな っていない 支援レポート共有日 令和3年3月1日 初期加算 利用開始日

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

就労定着支援の【実績記録票】の「支援レポート共有日」が、【明細書】 「における「サービス提供年月」の年月と同月または翌月となっていません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、【実績記録票】の「支援レポート共有日」(令和3年3月1日)の年月と同月または翌月となっていないため、「警告(重度)」となります。

1 サービス提供年月が 令和3年4月以降のも のに限ります。

確認の観点

就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書の提供を1月に1回以上行う必要があります。支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定していますが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えありません²。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

2「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・3・ (就労定着支援サービス費)・・(二)の 「就労定着支援サービ ス費の報酬算定につ いて」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	
2021.04	991111	9910011111	999999999	

・【明細書】の「サービス提供年月」が【実 績記録票】の「支援レポート共有日」 の年月と一致

就労定着支援提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	支援レポート共有日
2021.04	991111	9910011111	9999999999	2021.04.30

EE エラーコード メッセージ EF **PR46** 支給量:自立生活援助サービスの基本報酬が他事業所で算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 明細 請求情報 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 警告(重度)となる例 PA 介護給付費·訓練等給付費等明細書 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期人所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助) 市町村番号 9 9 1 1 1 1 令和 5 年 5 月分 助成自治体番号 PB 指定事業所番号 0 0 1 受給者証番号 事業所 支給決定障害者等 その事業所 の名称 国保 太郎 PC 介護給付費·訓練等給付費等明細書 支給決定に係る 地域区分 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、「養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施 利用者負担上限月額 9 3 0 0 就労継続支援A型減免対象者 無し 令和 5 年 5 月分 市町村番号 助成自治体番号 指定事業所番号 9 9 1 0 0 1 1 1 1 1 管理結果 1 管理結果額 利用者負担上限額 管理事業所 指定事業所番号 9 9 1 0 0 2 2 2 2 2 2 PJ 事業所名称 事業 受給者証番号99 3 5 陶咖午月日 令和 5 年 4 月 1 日 阿丁午月日 令和 年 月 日 利用日数 事業者及び その事業所 ××事業所 支給決定障害者等 国保 大郎 の名称 サービス内容 単位数 回数 サービス単位数 支給決定に係る 地域区分 PK 3 5 1 1 1 1 1 5 5 8 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施 障害児氏名 9 3 0 0 就労継続支援A型減免対象者 無し 利用者負担上限月額 利用者負担上限額 指定事業所番号 9 9 1 0 0 1 1 1 1 1 管理結果 1 管理結果額 9 3 0 0 事業所名称 事業 PP 3 5 開始年月日 令和 5 年 4 月 1 日 時7年月日 令和 年 月 日 サービス 種別 関節年月 令和 年 月 日 B7年月 令和 年 月 日 利用日敷 入院日敷 開始年月日 令和 年 月 17年月日 令和 年 月 日 利用日数 入除日数 PQ サービス種類コード サービス利用日数 1 5 5 8 給付単位数 PR 単位数単価 総費用額 1割相当額 利用者負担額 事業者減免額 A型減免 PS 調整後利用者負担額 サービス種類コード 3 5 自立生活援助 上限額管理後利用者負担額 サービス利用日数 決定利用者負担額 給付単位数 1 5 7 0 5 請求額 給付費 単位数単価 総費用額 PT 1割相当額 算定日額 日数 給付費請求額 実費算定額 特定障害者特別給付費 利用者負担額 * 事業者減免額 減免後利用者負担 PU 調整後利用者負担額 決定利用者負担額 請求額 給付費 自治体助成分請求額 PW 算定日額 日数 給付費請求額 実費算定額 特定隨害者特別給付費 枚中 枚目

330

同一の受給者に対し、複数の事業所の【明細書】 「にて、自立生活援助の基本報酬が同月に算定されています。

前ページの例では、令和5年5月に、事業所の【明細書】において自立生活援助の基本報酬が算定されている場合に、××事業所でも同一の受給者の【明細書】にて、自立生活援助の基本報酬を算定しているため、「警告(重度)」となります。

1 サービス提供年月が 令和5年5月以降のも のに限ります。

確認の観点

市町村等は、当月の提供実績についてサービス提供事業所に確認 を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は 「返戻」とします。

PR46に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
PR47	支給量:就労定着支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されていま す
PR48	支給量:地域移行支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されていま す
PR49	支給量:地域定着支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されていま す

正常となる例

介護給付費等明細書情報 (明細情報)

	サービス提供年月 市町村番号		事業所番号 受給者証番号		番号 サービスコード					
ľ	2023.05	991111	9911111111	9999999999	351111	1				

・同一の受給者に対し、複数の事業所の【明 細書】にて自立生活援助の基本報酬が同月 に算定されていないこと ΕE

EF

EG

EΗ

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

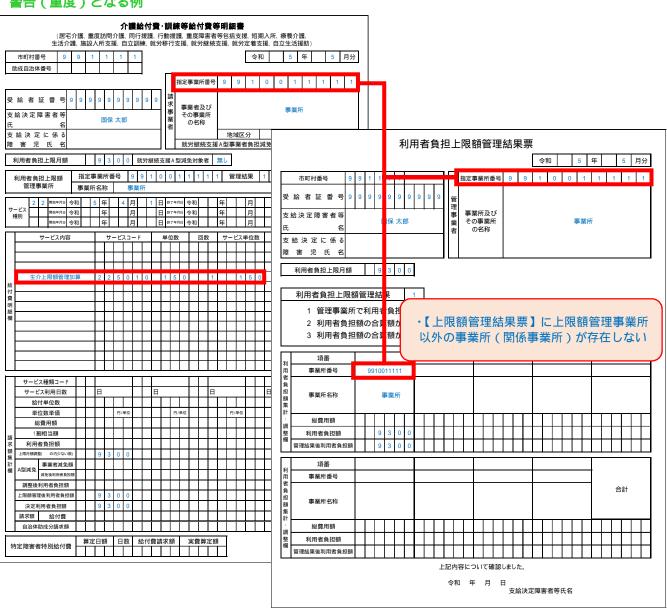
PU

PW

エラーコード メッセージ 支給量:上限額管理事業所から利用者負担上限額管理加算が算定されてい **PR61** ますが、上限額管理結果票に関係事業所の記載がありません

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	基本:事業所番号、明細:サービスコード
H13 3 - 113 11X	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	明細:事業所番号

警告(重度)となる例



上限額管理事業所の【明細書】 において利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、【上限額管理結果票】の上限額管理事業所番号に上限額管理事業所以外の事業所番号が存在しません。前ページの例では、【上限額管理結果票】に上限額管理事業所(事業所)以外の事業所番号が存在しないため、「警告(重度)」となります。

1サービス提供年月が 令和5年5月以降のも のに限ります。

確認の観点

市町村等は、当月の上限額管理についてサービス提供事業所(上限額管理事業所)に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	上限額管理事業所· 管理結果	
2024.04	991111	9911111111	9999999999	1	

請求明細書情報(明細情報)

HIJ J W Y J HIJ TIX V	(· / 3 / 1 1 1 1 1 7				
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	:
2024.04	991111	9911111111	9999999999	225010	

利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理 事業所番号	受給者証番号	利用者負担 上限月額	利用者負担上限額 管理結果							
2024.04	991111	9911111111	999999999	9,300	1							

利用者負担上限額管理結果票情報 (明細情報)

		-	-		≨llE	用者負担額集計·	钼 敕欄	
サービス 提供年月	市町村番号	受給者証番号	上限額管理事業所番号	事業所番号	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額	
2024.04	991111	9999999999	9911111111	9911111111	114,780	9,300	9,300	
2024.04	991111	999999999	9911111111	992222222	0	0	0	

・【上限額管理結果票】に上限額管理事業所 以外の事業所(関係事業所)が存在する ΕE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 PS85 EF の場合に、地域移行加算が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:地域移行加算 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 警告(重度)となる例 PA 施設入所支援提供実績記録票 平成 30 年 4 月分 事業所番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 支給決定障害者氏名 受給 太郎 事業者及び その事業所 〇〇事業所 補足給付適用の有無 補足給付額(日額) PB 支援実績 曜日 サービス提供 の状況 外泊時 加算 地域移行 体験宿泊 支援加算 | 円/日 | 一月 | 円/日 PC 0 0 ΡJ 施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報) PK 地域移行サービス提供の サービス提供年月 | 市町村番号 | 事業所番号 | 受給者証番号 | 様式種別番号 | 日付 加算 状況 2018.04 16 3:外泊 991111 9911111111 9999999999 0901 1 PP 0 0 0 0 0 地域移行へ向けた支援を実施 16 月 外泊 PQ 19 0 0 0 0 0 20 🔾 0 0 0 0 21 0 0 0 0 0 PR 24 🔾 0 0 0 0 0 0 0 0 0 PS 0 0 0 0 0 0 ・地域移行加算を行った日付のサービス 0 0 0 PT 30 🔾 0 0 0 提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のいずれかである 슴왉 00 00 各小計 実費合計額 PU 入所時特別支援加算 利用開始日 当月算定日数 地域移行加算 退所日 退所後算定日

施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援の【実績記録票】 のある日の状況が、 地域移行加算を行っており、 1日又は月末以外であり、 サービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」の4つのいずれかであり、 前日又は翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同生活住居に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」以外となっています。

前ページの例では、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】において、2018年4月16日に、外泊中に地域移行加算が行われているため、「警告(重度)」となります。

1 サービス提供年月が 平成31年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

地域移行加算は、 退所後の生活について相談援助を行い、かつ、 退所後の居宅を訪問し相談援助及び連絡調整を行った場合、 退所 後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合に、それぞれ入所 中2回、退所後1回を限度に算定できるものです²。

よって、利用者の入院・外泊期間中に「地域移行加算」を算定することは一般的には考えられません。

そこで市町村等は、当日の「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、 請求情報を「支払」又は「返戻」とします。 2「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・2・ (施設入)所第二・3・ (生ス費)、第二・3・ (生活障害児・ビス費)、「障害児・ビス費」、「障害児・ビス 意事項通知」第三・(1) (福設給付費)等の「地域移行加算の駅。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	地域移行 加算	サービス提供の 状況
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	1	-

・地域移行加算を行った日付のサービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のいずれでもない

ΕE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 PS86 EF の場合に、実費算定の「夕食」が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:サービス提供の状況 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 平成 30 年 4 月分 施設入所支援提供実績記録票 事業所番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 5 支給決定障害者氏名 受給 太郎 PB 事業者及び その事業所 〇〇事業所 補足給付額(日額) 支援実績 PC 備者 サービス提供 の状況 外泊時 物別加算 地域移行 大機宿泊 支援加算 朝食 0 0 0 0 0 0 0 ΡJ 00 0 0 施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報) PK サービス提供 市町村番号 事業所番号 入院・外泊 サービス提供の 実費算定・ 受給者証番号 様式種別番号 日付 年月 時加質 状況 夕旮 2018.04 991111 999999999 0901 16 2:入院 1 9911111111 PP 0 13 0 0 0 0 0 0 PQ 16 月 入院 0 PR 20 0 ・夕食の提供を行った日付のサービス提 21 0 0 供の状況が「入院」「外泊」「入院外 22 23 0 泊」「外泊 入院」のいずれかである PS 25 0 26 0 0 0 0 PT 0 28 30 0 0 0 0 0 PU 合計 各小計 0000M **事**費合計額 入所時特別支援加算 利用開始日 当月算定日数 地域移行加算 退所日 退所後算定日 PW

施設入所支援、障害児入所支援の【実績記録票】「のある日の状 況が、 実費算定「夕食」が提供されており、 入院・外泊時加算 が算定されておらず、 1日又は月末以外であり、 サービス提供 の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」の4つのい 前日又は翌日のサービス提供の状況が、上記に加 ずれかであり、 え「入院 共同生活住居に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻 る 入院」のいずれかとなっています。

前ページの例では、事業所の施設入所支援の【実績記録票】 において、2018年4月16日に、入院中に夕食が提供されているため、 平成30年4月以降の ものに限ります。

1サービス提供年月が

「警告(重度)」となります。

確認の観点

入院・外泊時の食費(朝食・昼食及び夕食)については、提供の 有無に応じて徴収することが可能です 2。一般的には入院・外泊期 間中の夕食の実費算定はありませんが、一度施設に戻って食事の提 供を受けたこと等も考えられます。

市町村等は、これらを踏まえ、サービス提供事業所に当日の状況 の確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」 又は「返戻」とします。

2入院・外泊の初日及 び入院・外泊から施 設に戻った日の実費 算定に対しては、「警 告」は発生しません。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	入院·外泊 時加算	サービス提供の 状況	実費算定· 夕食
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	14	-	-	1
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	15	-	2∶入院	-
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	16	-	2:入院	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	17	-	2:入院	1
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	18	-	-	1

・夕食の提供を行った日付のサービス提供の状況が 「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のい ずれでもない

ΕE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 **PS87** EF の場合に、実費算定の「光熱水費」が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:サービス提供の状況 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 (様式9) 平成 30 年 4 月分 施設入所支援提供実績記録票 PB 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 支給決定障害者氏名 〇〇事業所 補足給付適用の有無 ○ 補足給付額(日額) 000 円/日 支援実績 PC 実費算定額 光熱水費の単価 備考 サービス提供 の状況 外泊時 加質 地域移行 体験宿泊 支援加算 入院時支援 特別加算 一日 ○○ 円/日 | 光熱水費 昼食 夕食 1 0 0 0 0 ΡJ 2 0 0 施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報) サービス提供 市町村番号 事業所番号 PK 入院・外泊 サービス提供の 実費算定・ 受給者証番号 様式種別番号 日付 年月 時加算 状況 光熱水費 2018.04 991111 9911111111 999999999 0901 16 2:入院 1 PP 12 0 0 0 13 🔾 0 0 0 14 PQ 16 月 入院 17 火 18 7k 0 0 PR 20 🔾 0 0 0 21 0 22 0 ・光熱水費を徴収した日付のサービス提 23 🔾 0 0 0 供の状況が「入院」「外泊」「入院外 PS 24 泊」「外泊 入院」のいずれかである 25 🔾 26 🔾 0 0 0 27 0 0 0 0 PT 28 29 🔾 0 0 30 🔾 0 0 0 PU 合計 各小計 0000F 000 実費合計額 入所時特別支援加算 利用開始日 当月算定日数 30日目 退所後算定日 地域移行加算 退所日 PW

施設入所支援、障害児入所支援の【実績記録票】 のある日の状況が、 実費算定「光熱水費」を徴収しており、 入院・外泊時加算が算定されておらず、 1日又は月末以外であり、 サービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」の4つのいずれかであり、 前日又は翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同生活住居に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」のいずれかとなっています。

前ページの例では、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】 において、2018年4月16日に、入院中に光熱水費を徴収しているため、「警告(重度)」となります。 平成30年4月以降のものに限ります。

1サービス提供年月が

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、施設入所支援や障害児入所支援の【実績記録票】において、入院・外泊中に光熱水費を徴収しているために発生しています。

入院・外泊時の光熱水費については、提供の有無に応じて徴収することが可能です²。一般的には入院・外泊期間中の光熱水費の実費算定はありませんが、一度施設に戻って居室を利用したこと等も考えられます。

市町村等は、これらを踏まえ、サービス提供事業所に当日の状況 の確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」 又は「返戻」とします。 2 入院・外泊の初日及 び入院・外泊から施設 に戻った日の光熱水 費算定に対しては、 「警告」は発生しませ ん。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	者証番号 様式種別番号 日付		入院·外泊 時加算	サービス提供の 状況	実費算定· 光熱水費
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	14	-	-	1
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	15	-	2:入院	1
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	-	2:入院	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	17	-	2:入院	1
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	18	-	-	1

・光熱水費を徴収した日付のサービス提供の状況が 「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のい ずれでもない ΕE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS

第4章 二次審査 エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 **PT39** の場合に、自活訓練加算が算定されています 様式 レコード:項目 【請求書】 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:自活訓練加算 【実績記録票】 【上限額管理結果票】 警告(重度)となる例 平成 30 年 4 月分 障害児入所支援提供実績記録票 事業所番号 受給者証 999999999 給付決定保護者氏名 (障害児氏名) 9 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1 受給 太郎 (受給 花子) 〇〇事業所 補足給付適用の有無 補足給付額(日額) 000円/日 支援実績 朝食 〇〇〇 円/日 光熱水費の単価 日付 曜日 サービス提供の状況 光熱水費 朝食 障害児入所支援提供実績記録票情報 (明細情報) 自活訓練 サービス提供の サービス提供年月都道府県等番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号 日付 状況 加質 2018.04 991111 9951111111 9999999999 0101 16 1 3:外泊 12 0 0 0 0 0 0 13 🔾 0 0 0 0 14 0 0 0 0 0 0 0 16 月 外泊 1 17 🔾 0 18 0 0 0 0 0 ・自活訓練加算を算定した日付のサービ 19 0 0 0 0 0 0 ス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 0 0 外泊」「外泊 入院」のいずれかであ 21 0 0 0 0 0 22 🔾 0 0 0 0 0 23 🔾 0 0 0 0 0 25 🔾 0 0 0 0 26 🔾 0 0 0 0 27 🔾 0 0 0 0 0 0 0 30 🔾 0 0 0 0 0 31

PW

地域移行加算

退所日

PU

0000A

実費合計額

退所後算定日

00

障害児入所支援の【実績記録票】「において、 自活訓練加算を 算定しており、 1日又は月末以外であり、 サービス提供の状況 が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、 前日又 は翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同生活住居 に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」以外となって います。

前ページの例では、 事業所の障害児入所支援の【実績記録票】において、平成30年4月16日に、入院中に自活訓練加算の算定が行われているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

自活訓練加算は、6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対して、自活に必要な訓練(自活訓練)を行った場合に、障害児1人につき180日間を限度として算定するものです²。

自活訓練とは、同一敷地内の建物 ³もしくは隣接する借家等の居室 ³において、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別指導を行うものです 4。

よって、一般的には入院・外泊期間中に自活訓練が行われること はないものと考えられます。

都道府県は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

- 2「障害児入所報酬告 示」第1・3、第2・2を 参照。
- 3「厚生労働大臣が定 める施設基準」(平成 24年厚生労働省告示 第 269号)十六を参 照。
- 4「障害児支援留意事 項通知」第三・(1)(福 祉型障害児入所施設 給付費)等の「自活訓 練加算の取扱い」を参 照。

正常となる例

障害児入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	自活訓練 加算	サービス提供の 状況
2018.04	991111	9951111111	999999999	0101	16	1	-

・自活訓練加算を算定した日付のサービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」 のいずれでもない EE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 EF **PT53** の場合に、実費算定の「朝食」が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:実費算定・朝食 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 平成 30 年 4 月分 施設入所支援提供実績記録票 事業所番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 受給者証 番 号 9 9 9 9 9 9 9 9 PB 支給決定障害者氏名 〇〇事業所 ○ 補足給付額(日額) 補足給付適用の有無 000 円/日 光熱水費の単価 PC
 日付
 曜日
 サービス提供 の快況
 入院・ 外泊時 加質
 人院時支援 特別加算
 地域移行 加算
 体験宿泊 支援加算
 備考 **−日 ○○ 円/日** | 光熱水費 0 0 2 0 0 0 PJ 0 0 00 0 施設入所支援提供実績記録票情報 (明細情報) サービス提供 市町村番号 事業所番号 入院・外泊 サービス提供の 実費算定・ PK 受給者証番号 様式種別番号 日付 年月 時加算 状況 2018.04 9999999999 0901 991111 9911111111 16 1 PP 13 0 0 0 0 0 14 ± 0 0 0 0 PQ 16 月 入院 1 17 火 入院 18 0 0 0 19 0 0 0 0 PR ・朝食の提供を行った日付のサービス提 21 0 供の状況が「入院」「外泊」「入院外 0 0 0 23 0 0 泊」「外泊 入院」のいずれかである PS 24 0 0 0 25 26 0 0 0 27 0 0 0 0 28 0 0 0 0 29 0 0 0 0 0 PU 実費合計額 入所時特別支援加算 利用開始日 当月算定日数 30日目 地域移行加算 退所日 退所後算定日 PW

施設入所支援、障害児入所支援の【実績記録票】「において、 実費算定「朝食」が提供されており、 入院・外泊時加算が算定さ れておらず、 1日又は月末以外であり、 サービス提供の状況が 「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、 前日又は 翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同生活住居に 戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」となっています。 前ページの例では、事業所の施設入所支援の【実績記録票】 において、平成30年4月16日に、入院中に朝食が提供されているた め、「警告(重度)」となります。

1サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

入院・外泊時の食費(朝食・昼食及び夕食)については、提供の 有無に応じて徴収することが可能です 2。一般的には入院・外泊期 間中の朝食の実費算定はありませんが、一度施設に戻って食事の提 供を受けたこと等も考えられます。

市町村等は、これらを踏まえ、サービス提供事業所に当日の状況 の確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」 又は「返戻」とします。

2入院・外泊の初日及 び入院・外泊から施設 に戻った日の実費算 定に対しては、「警告」 は発生しません。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号	日付	入院·外泊 時加算	サービス提供の 状況	実費算定· 朝食
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	14	-	-	1
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	15	-	2	1
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	1	2	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	17	-	2	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	18	-	-	1

・朝食の提供を行った日付のサービス提供の状況が 「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のい ずれでもない

PW

EE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」 EF PT54 の場合に、実費算定の「昼食」が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EΗ 審查対象 【明細書】 請求情報 明細:日付、明細:実費算定・昼食 【実績記録票】 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 平成 30 年 4 月分 施設入所支援提供実績記録票 事業所番号 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 支給決定障害者氏名 受給 太郎 PB 事業者及び その事業所 〇〇事業所 補足給付適用の有無 補足給付額(日額) 000 円/日 支援実績
 実費算定額

 食 朝食 ○○○ 円/日

 昼食 ○○○ 円/日

 夕食 ○○○ 円/日

 一日 円/日
 PC 日付 曜日 サービス提供 入院・ 外泊時 特別加算 地域移行 体験宿泊 支援加算 一日 ○○ 円/日一月 円/日 上 光熱水費 2 0 0 0 0 0 PJ 0 施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報) サービス提供 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号 PK 入院・外泊 サービス提供の 実費算定・ 日付 時加算 年月 状況 昼食 2018.04 991111 9911111111 9999999999 0901 16 2 1 PP 12 O 0 14 ± 0 0 0 15 日 入院 PQ 16 月 入院 19 🔾 0 PR 20 🔾 0 0 0 21 0 0 0 0 22 0 23 🔾 PS 24 🔾 0 0 0 0 25 🔾 0 0 0 0 26 0 0 0 0 27 28 0 29 🔾 0 0 0 ・昼食の提供を行った日付のサービス提 30 🔾 0 0 供の状況が「入院」「外泊」「入院外 泊」「外泊 入院」のいずれかである PU 00 O 各小計 合計 0000Я 000 実費合計額 当月算定日数 地域移行加算 退所後算定日 退所日

施設入所支援、障害児入所支援の【実績記録票】 において、 実費算定「昼食」が提供されており、 入院・外泊時加算が算定されておらず、 1日又は月末以外であり、 サービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、 前日又は翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同生活住居に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」となっています。前ページの例では、 事業所の施設入所支援の【実績記録票】において、平成30年4月16日に、入院中に昼食が提供されているため、「警告(重度)」となります。 1サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

確認の観点

入院・外泊時の食費(朝食・昼食及び夕食)については、提供の 有無に応じて徴収することが可能です²。よって一般的には入院・ 外泊期間中の昼食の実費算定はありませんが、一度施設に戻って食 事の提供を受けたこと等も考えられます。

市町村等は、これらを踏まえ、サービス提供事業所に当日の状況 の確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」 又は「返戻」とします。 2入院・外泊の初日及 び入院・外泊から施設 に戻った日の実費算 定に対しては、「警告」 は発生しません。

正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	証番号 様式種別番号 日付		入院·外泊 時加算	サービス提供の 状況	実費算定· 昼食
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	14	-	-	1
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	15	-	2	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	16	1	2	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	17	-	2	-
2018.04	991111	9911111111	999999999	0901	18	-	-	1

・昼食の提供を行った日付のサービス提供の状況が 「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のい ずれでもない

第4章 二次審査 ΕE エラーコード メッセージ 受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場 PU35 EF 合に、自立生活支援加算()が算定されています EG 様式 レコード:項目 【請求書】 EH 審查対象 【明細書】 請求情報 【実績記録票】 明細:日付、明細:サービス提供の状況 EL 【上限額管理結果票】 PA 警告(重度)となる例 共同生活援助サービス提供実績記録票 令和 6年 4月分 PB 事業所番号 9 9 2 1 1 1 1 1 1 1 受給者証 9 9 9 9 9 9 9 支給決定障害者氏名 事業者及び その事業所 PC 支援実績 備考 サービス提供の 状況 退居後 夜間支援等 支援 体制加算 入院時支援 特別加算 帰宅時支援 加算 集中的支援 加算 PJ 火 木 PK 共同生活援助サービス提供実績記録票情報 (明細情報) 7 8 自立生活 サービス提供の 9 受給者証番号 様式種別番号 サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 日付 支援加算 10 状況 PP () 11 12 2024.04 991111 9999999999 1801 2 9921111111 16 1 13 14 PQ 16 17 水 18 木 19 金 PR 20 ・自立生活支援加算を算定した日付のサ 日 21 ービス提供の状況が「入院」「外泊」「入 22 月 23 院 外泊」「外泊 入院」のいずれかで PS 水 24 ある 25 木 金 27 \pm 28 日 PT 29 月 30 合計 В П PU 退居日 自立生活支援加算(退居後算定日 移行支援住居 入居日 PW 支援開始日 集中的支援加算

共同生活援助の【実績記録票】 において、 自立生活支援加算 ()を算定しており、 1日又は月末以外であり、 サービス提 供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、

前日又は翌日のサービス提供の状況が、上記に加え「入院 共同 生活住居に戻る 外泊」「外泊 共同生活住居に戻る 入院」以外 となっています。

前ページの例では、 事業所の共同生活援助の【実績記録票】において、令和6年4月16日に、入院中に自立生活支援加算() が算定されているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

自立生活支援加算()は、 退居後の生活について相談援助を 行いかつ退居後の居宅を訪問し相談援助及び連絡調整を行った場合、 退居後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合に、それぞれ入居中2回、退居後1回を限度に算定できるものです²。

よって、一般的には入院・外泊期間中に「自立生活支援加算()」を算定することはないものと考えられます。

市町村は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業 所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支 払」又は「返戻」とします。 1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。

2「障害福祉サービス留 意事項通知」第二・3・ (8)(共同生活援助)の 「自立生活支援加算 の取扱いについて」を 参照。

正常となる例

共同生活援助サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号		サービス提供の 状況	自立生活 支援加算
2024.04	991111	9921111111	9999999999	1801	16	-	1

・自立生活支援加算()を算定した日付のサービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外 泊 入院」のいずれでもない ΕE EF EG EΗ EL PA PB PC PJ PK PP PQ PR PS PT

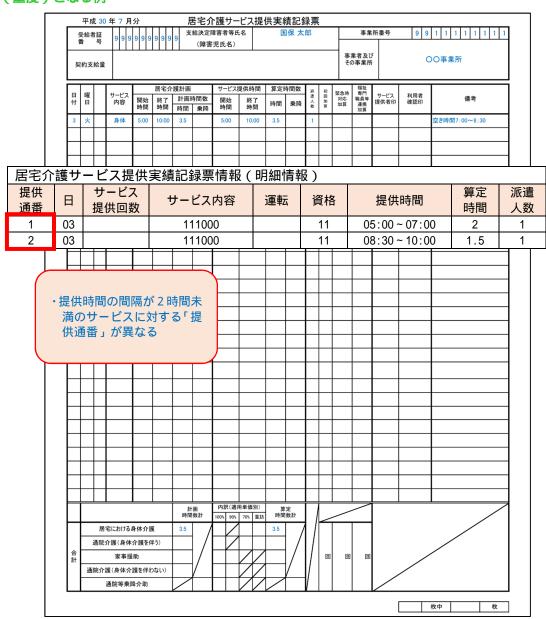
PU

PW

 PU46
 受付: サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HI3 3 TIIA	【実績記録票】	明細:提供通番
	【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



サービス提供の間隔が2時間未満の場合において、【実績記録票】 1の「提供通番²」が異なります。

居宅介護、同行援護又は共同生活援助(受託居宅介護サービス費) を1日に複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を 空けなければならないものとされています³。この場合、【実績記録 票】の「提供通番」は同一に設定します。

ただし、利用者の身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別事業所の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合等は、間隔が2時間未満であっても連続しない別のサービスとみなされることがあります(「提供通番」は異なるものを設定4)。よって、市町村の確認が必要と考えられます。

なお、居宅介護のサービス内容が通勤等乗降介助の場合においては、時間により単位数が変動する報酬ではないことから、チェック対象外としています。

確認の観点

市町村は、居宅介護等が1日に複数回提供された状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

8:00

正常となる例

6:00

5:00

実際のサービス提供時間

7:00



9:00

10:00

- ・5:00 から 10:00 までが連続した 1 回のサービス提供であるため、「提供通番」には同一番号を設定
- ・算定時間は最終行にまとめて合計時間を設定
- ・空き時間は設定しない

- 1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2提供通番については、 92ページを参照してく ださい。
- 4「インタフェース仕様書 (サービス事業所編)」 (19)サービス提供実 績記録票設定例を参

エラーコード

EE

EG

EΗ

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

FPU58

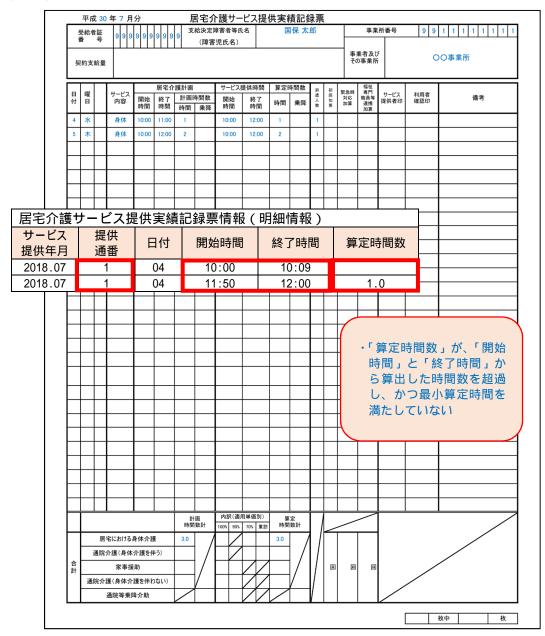
メッセージ

受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています

審査対象 請求情報

樣式	レコード:項目
【請求書】	-
【明細書】	-
【実績記録票】	明細:算定時間数
【上限額管理結果票】	-

警告(重度)となる例



PW

【実績記録票】 'の同じ「提供通番 ²」に、「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています。

前ページの例では、「算定時間数」(1時間)が、「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数(19分)を超過し、かつ最小算定時間(20分)を満たしていないため、「警告(重度)」となります。

- 1 サービス提供年月が 平成30年4月以降の ものに限ります。
- 2提供通番については 92ページを参照してく ださい。

確認の観点

居宅介護等 ³及び同行援護では、サービス提供時間に応じた報酬が設定されていますが、実際の算定時間を最も近い区分に繰り上げて請求を行うケースがあります。このうち「算定時間数」が最小算定時間に達していないものは、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

最小算定時間数はサービスの種類及び従業者の資格により異なります(下表に一部を例示 4)。

資格	サービス	最小算定時間 5
居宅介護職員	居宅介護(身体介護中心型)	20分
初任者研修修	居宅介護(家事援助中心型)	20分
了者等	同行援護	20分
重度訪問介護	居宅介護(身体介護中心型)	40分
従業者養成研	居宅介護(家事援助中心型)	20分
修修了者等	同行援護	20分

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

- 3居宅介護の他、重度 訪問介護、同行援護、 行動援護及び外部サ ービス利用型の共同 生活援助。
- 4「障害福祉サービス報酬告示」第3節第1(居宅介護)注7等を照。資格につい護をは「指定居宅介護として護生労働大臣が表して厚生労働省告示第538号)を参照。
- 5早朝、夜間、深夜にサービスを提供する場合はこの限りではありません。「障害福通知」第二・2・(居宅介護・サービス費)の「居宅介護の所要時間について」を参照。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	サービス提供年月 提供通番		開始時間	終了時間	算定時間数
2018.07	1	04	10:00	10:20	
2018.07	1	04	11:50	12:00	0.5

・「開始時間」と「終了時間」 から算出した時間数が最 小算定時間を満たす エラーコード

EE

EF

PW76

メッセージ

受付:食事提供加算が算定されている日に家庭連携加算が算定されていま

EG

EΗ

EL

	樣式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	-
HI3-3 TH3 TIA	【実績記録票】	明細:食事提供加算、明細:家庭連携加算(算定時間数)
	【上限額管理結果票】	-

事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1

事業所

事業者及び その事業所

PA

警告(重度)となる例

契約支給量 児童発達支援基本決定 20日/月

PB

児童発達支援提供実績記録票 受給者証 寄 9 9 0 0 0 0 0 0 1 総付決定保護者氏名 (障害児氏名) 受給 太郎 (受給 花子)

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS	
PT	

PU

日付	曜								サービス提供実績						
''	Ē	サービス提供の	開始	終了	送迎	加算	家庭連携加算	食事提供	事業所内 相談支援		保護者等 確認欄	備考			
_	_	状況	時間	時間	往	復	時間数	加鄉	加質	体制加算	PARADON				
1	*		8:00	10:00		L.,		- 1							
2	金						- 1	1				家庭連携加算9:00 - 10:00			
3	±		8:00	10:00				1	Ī						
4	ш		8:00	10:00				1							
5	月		8:00	10:00				1							
6	火		8:00	10:00				1							
7	水		8:00	10:00				1							
8	*		8:00	10:00				1							
9	金		8:00	10:00				1							
10	±		8:00	10:00				1							
		合計					1 0	10 🖪		0					
保育	·教育等	序移行支援加算	R	行日				移行	後算定日						

・【実績記録票】の食事提供 加算の設定のある日に、家 庭連携加算を設定してお り、かつ開始時間を設定し ていない。

児童発達支援の【実績記録票】 において、食事提供加算が算定されている日付に、家庭連携加算(算定時間数)に値が設定されており、かつ開始時間が未設定です。

前ページの例では、児童発達支援の【実績記録票】で、令和3年年4月11日において、開始時間が未設定であるため、「警告(重度)」となります。

1サービス提供年月が 令和3年4月以降、令 和6年3月以前のもの に限ります。

確認の観点

サービス提供実績記録票情報(明細情報)の食事提供加算、家庭連携加算(算定時間数)の設定内容を確認してください。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

児童発達支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	家庭連携加算 (算定時間数)	食事提供加算
2021.04	991111	9950011111	9999999999	15	-	-	1
2021.04	991111	9950011111	999999999	16	10:00	1	1

・【実績記録票】の食事提供加算の設定の ある日に、家庭連携加算を設定してい ない。または、家庭連携加算を設定し、 かつ開始時間を設定している。

2 二次審査結果の取扱い

市町村等は、一次審査結果資料情報を基に二次審査を行い、その結果を二次審査結果情報として国保連合会へ提出します」。

二次審査結果情報とは「二次審査結果票情報」もしくは「二次審査結果一覧情報」を指し、その作成方法等は以下の通りです。

一次審査結果通りの場合:二次審査結果票情報(E811/B811)

市町村等の二次審査の結果、国保連合会の一次審査結果通りの場合は、二次審査結果票情報(E811/B811)を作成し、国保連合会に提出します。

この場合、後述の二次審査結果一覧情報の提出は不要です。

なお、一次審査結果で「警告」及び「警告(重度)」となった請求 情報は、「正常」と同様に支払処理が行われます。「エラー」は返戻 が確定しており、支払処理は行われません。

二次審査結果票情報の作成方法

市町村等は、「審査年月日」「一次審査結果票情報(基本情報レコード)」の「交換情報識別番号²」を変更し、「二次審査年月日」を設定して二次審査結果票情報を作成します(図表4-4)。

警告等を返戻にする場合:二次審査結果一覧情報(E821/B821)

市町村等の二次審査の結果、国保連合会の一次審査結果で「正常」「警告」「警告(重度)」となっている請求情報を「返戻」にする場合は、二次審査結果一覧情報(E821/B821)を作成し、国保連合会に提出します。

この場合、前述の二次審査結果票情報の提出は不要です。

「返戻」となった請求情報については、支払処理は行われません。 また、一次審査結果で「警告」又は「警告(重度)」となった請求情報は、「返戻」としない限り「正常」と同様に支払処理が行われます。 なお、「エラー」は返戻が確定³しており、支払処理は行われません。

二次審査結果一覧情報の作成方法

市町村等は、一次審査を終えた明細書等(図表4-5)の各情報に「二次審査年月日」「返戻コード」「返戻事由」を設定します(図表4-6)。 一次審査結果を「返戻」に変更する情報のみ作成します。

なお、「返戻コード」「返戻事由」は、市町村等がシステムの仕様 の範囲内で任意に設定することが可能です。 1あらかじめ国保連合会と協議した提出の締切日時を守るようにします。

3一次審査で「エラー」としたものを「正常」とすることはできません。 「正常」「警告」「警告」「警告 (重度)」を「返戻」とすることは可能です。

図表4-4 二次審査結果票情報の作成例

障害福祉サービス

一次審査結果票情報(基本情報)							
交換情報 識別番号	レコード 種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数		二次審査 年月日
E711	01	990000	市	2018.05	100		(未設定)

二次審査

二次審査結果票情報(基本情報)							
交換情報 識別番号	レコード 種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数		二次審査 年月日
E811 (変更)	01	990000	市	2018.05	100		2018.05.23 (設定)

障害児支援

一次審査結果票情報(基本情報)							
交換情報 識別番号	レコード 種別コード	証記載都道 府県等番号	証記載都道 府県等名	受付年月	受付件数		二次審査 年月日
B711	01	991111	××県	2018.05	100		(未設定)

二次審査

二次審査結果票情報(基本情報)							
交換情報 識別番号	レコード 種別コード	証記載都道 府県等番号	証記載都道 府県等名	受付年月	受付件数		二次審査 年月日
B811 (変更)	01	991111	××県	2018.05	100		2018.05.23 (設定)

図表4-5 一次塞杏结里一覧情報・作成対象レコード

凶权4-3	<u> </u>	次番旦紀未一見情報・IF成別家レコート		
項番		二次審査結果一覧情報作成レコード	入力識別番号	備考
1		介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH・CH以外)	J121	注 1
2	障	介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH・CH)	J131	注 1
3	障害福祉	地域相談支援給付費明細書情報	J141	注 2
4	祉	特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報	J221	
5	Ŧ	サービス利用計画作成費請求書情報	J311	注3
6	Ľ	計画相談支援給付費請求書情報	J312	注 2
7	え	特例計画相談支援給付費請求書情報	J321	注 2
8		地域生活支援事業請求明細書情報	L121	
9	7空	障害児施設給付費明細書情報	K121	注3
10	害	障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報	K122	注 2
11	障害児支援	特例障害児通所給付費等明細書情報	K221	注 2
12	支控	障害児相談支援給付費請求書情報	K311	注 2
13	f友	特例障害児相談支援給付費請求書情報	K321	注 2

注1:「GH」は共同生活援助、「CH」は共同生活介護の意。なおCHは平成26年4月にGHに一元化されている注2:サービス提供年月が平成24年4月以降使用 注3:サービス提供年月が平成24年3月まで使用

図表4-6 二次審査結果一覧情報の作成例

障害福祉サービス

交換情報 識別番号	入力識別 番号	受付年月	二次審査 年月日	返戻事由 コード	返戻事由	 市町村 番号	事業所番号	受給者証番号
E821	J121	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	000000001
E821	J121	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	1111111111	000000001
E821	J311	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	000000001
E821	J131	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	0000000002
E821	J221	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	000000003

障害児支援

交換情報 識別番号	入力識別 番号	受付年月	二次審査 年月日	返戻事由 コード	返戻事由	 都道府県 等番号	事業所番号	受給者証番号
B821	K122	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	000000001
B821	K122	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	1111111111	000000001
B821	K221	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	000000000	000000001
B821	K311	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	0000000000	000000002
B821	K321	2018.05	2018.05.23	SA01		 111111	0000000000	000000003

二次審査以降の流れ

市町村等より二次審査結果情報の提出を受けた国保連合会は、受け付けた情報について内容のチェックを行います。問題がなければ市町村等へ市町村請求情報 4を提供します。

これを受けて市町村等は国保連合会への支払を行い、国保連合会はサービス提供事業所へ支払を行います(図表4-7)。

4都道府県が二次審査 を行う場合は「都道府 県等請求情報」。

図表4-7 二次審査から事業所への支払まで

	凶衣4-/ 二次番直から事業所への支払まで								
項番	主体	内容							
1	市町村等	一次審査結果資料情報を基に二次審査を行い、二次審査結果情報を国保連合会へ提出する。							
2	国保連合会	受け付けた二次審査結果情報について内容のチェックを行う。 二次審査結果情報にエラー()を発見した場合は市町村等に取込エラーリスト、受 付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。 請求情報に対する一次審査結果の「エラー」ではない							
3	市町村等	エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)。							
4	国保連合会	受け付けた二次審査結果情報に基づき市町村等へ市町村(都道府県)請求情報を提供する。 過誤申立書情報の取下があった場合は、再度、一次審査結果資料情報(過誤申立書情報の取下分のみ)を提供する。							
5	市町村等	市町村(都道府県)請求情報を基に、国保連合会への支払を行う。							
6	国保連合会	サービス提供事業所へ支払を行う。							

審査事務にかかる 事務処理マニュアル

第5章 過誤処理

1 過誤処理の概要

過誤の種類と過誤処理

既に支払済の請求情報に対して誤りがあることが判明した場合や、 台帳の修正にともない給付実績の内容に誤りが発生した場合には、「過 誤処理」が行われます。

過誤処理には、「台帳過誤」と「請求明細書取り下げ」があります(図表5-1)。

「台帳過誤」とは、各種台帳の誤りを修正した後、前月以前の給付 実績の取り下げが必要かを判断することです。

これは再度チェックを行うための処理であり、台帳過誤のみにより 給付実績が取り下げられ、給付費の調整が行われるわけではありませ ん。

「請求明細書取り下げ」とは、サービス提供事業所からの請求情報

図表5-1 過誤の概要

			過誤申立	事由コード
	項目	内容	様式番号(上2桁)	申立理由番号(下2桁)
1	台帳過誤	受給者台帳等の各種台帳の登録誤りに 基づく台帳訂正後、誤った台帳情報に 基づき前月以前に支払確定している請 求明細書等に対し、訂正後の台帳に基 づき再度一次審査を実施する場合に用 いる。 台帳過誤の場合、給付実績は取り下げ られない。	10:介護給付費·訓練等給付費等明細書(様式第二) 11:訓練等給付費等明細書(様式第三) 12:地域相談支援給付費明細書 21:計画相談支援給付費請求書	
	請求明細書取り下げ	前月以前に支払が確定した請求明細書 等に対して、実績を取り下げる場合に 用いる。	30:特例介護給付費·特例訓練等給付費等明細書 50:地域生活支援事業明細書	02:請求誤りによる実績取り下げの9:時効による市町村申立の取り下げ11:台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ33:上限の誤りによる実績の取り下げ
2	通常過誤	請求明細書取り下げのうち、市町村に よる過誤の申立ての翌月以降に、当該 過誤対象となる請求明細書等が指定事 業者等から提出される、または再請求 がない過誤の事。	41:障害児通所給付費·入所 給付費等明細書 60:障害児相談支援給付費 請求書 70:特例障害児通所給付費	
	同月過誤	請求明細書取り下げのうち、市町村による過誤の申立てと同月に、当該過誤対象となる請求明細書等が指定事業者等から提出される過誤の事。	等明細書 71:特例障害児相談支援給 付費請求書	

について、記載誤り等により、実際のサービス提供実績と異なる金額の 支払いが行われた場合に、給付費等の取り下げを行うことです。

取り下げ分を修正した再度の請求情報の提出時期が、後述する市町村等による過誤の申立の翌月以降か同月かによって、「通常過誤」と「同月過誤」に分かれます。

過誤申立・再請求の流れ

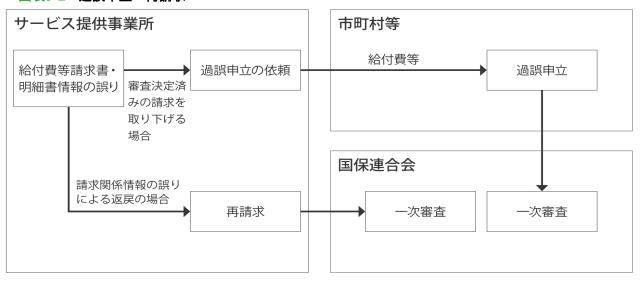
「請求明細書取り下げ」により、給付費等の取り下げを行う場合、サービス提供事業所は、市町村等にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申立を行うよう依頼します。市町村等は国保連合会に対し過誤申立を行います。過誤申立を行うには、過誤申立書情報(交換情報識別番号は、障害福祉サービスが EA11、障害児支援が BA11:以下、【過誤申立情報】と略記)を作成して国保連合会に提出します。

市町村等が過誤を発見した場合も同様に、国保連合会に対し過誤申立を行います。このとき、市町村等はサービス提供事業所にも連絡します。

また、障害児支援において都道府県が実施主体である障害児施設については、都道府県に過誤申立を依頼します。都道府県は国保連合会に対し過誤申立を行います。

一方で、サービス提供事業所は過誤申立依頼をした請求情報について、 再請求の必要がある場合は修正した再請求を行います (図表5-2)。 1実績記録票を伴う請求明細書を過誤により取下げ、再請求明知を行う場合、実請まままする必要があります。





過誤処理の運用スケジュール

【過誤申立情報】の提出時期について、「請求明細書取り下げ(通常過誤)」の場合における運用日程の概要を図表5-3に示します。

サービス提供月の翌月に請求情報の審査が行われ、その翌月に支払²が行われます。過誤申立が行われるのは、サービス提供月から3月目以降になります。

通常 ³、「請求明細書取り下げ(通常過誤)」における【過誤申立情報】の提出時期については、サービス提供月から3月目以降の11日~14日頃となり、再請求は過誤申立の翌月以降に行います。

「請求明細書取り下げ(同月過誤)」における【過誤申立情報】の提出についてはサービス提供月から3月目以降の月初に(請求情報の受付点検を国保連合会で実施する前までに、【過誤申立情報】による過誤調整を完了させておく必要があります)提出し、再請求も同月に行います。

- 2審査支払の日程 については、第 2章図表2-9を参 照。
- 3 日程について は、国保連合会 により弾力的な 運用がなされて いる場合があり ます。

図表5-3 請求明細書取り下げ(通常過誤)の場合における運用日程

	サービス 提供年月	サービス提供年月 +1か月	サービス提供年月 +2か月	サービス提供年月 +3か月
サービス 提供事業所	サービス提供	▽ 提出	▽ 支払通知受信	
国保連合会		● 一次審査	各種通知書作成・送信	
市町村等		●——● 二次審査		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

2 請求情報に誤りがあった場合

サービス提供事業所の請求情報の誤りによって、実際のサービス 提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合には、「請求明細 書の取り下げ」が行われます。

過誤情報受け渡しの流れ

請求明細書の取り下げでは、まず サービス提供事業所から市町村等 (に対して過誤申立を依頼する、 市町村等から【過誤申立情報】を国保連合会に提出する、 国保連合会にて受け付けた【過誤申立情報】の受付点検を実施し、エラーを発見した場合は市町村等へエラーを通知する、 市町村等はエラーの確認を行い、修正した【過誤申立情報】を国保連合会に提出する、 過誤申立の翌月に、国保連合会から市町村等及びサービス提供事業所へ【過誤決定通知書情報】 を送付する、という流れになっています(図表5-4・5-5) 過誤決定通知書情報を受けたサービス提供事業所は、再請求の必要がある場合は再請求を行います。これが、「通常過誤」の流れで

「同月過誤」では、市町村等における過誤申立の月と同月にサービス提供事業所が再請求を行います。この場合、再請求が可能となるよう、過誤申立を1日から受け付けます。

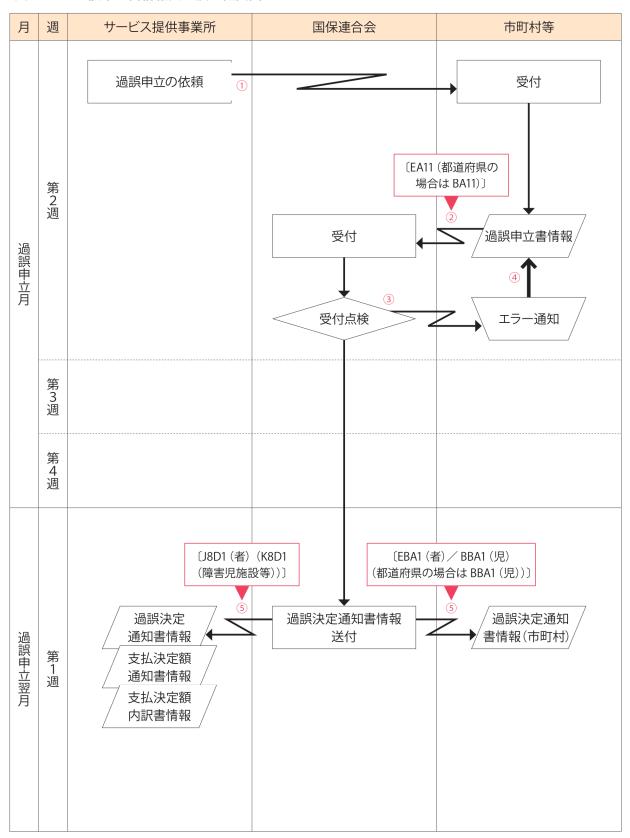
- 4 障害児支援における都 道府県等が実施主体で ある障害児入所支援で は、都道府県が過誤申 立の依頼先等になりま す。
- 5過誤決定通知書情報の 交換情報識別番号は以 下のとおりです。
 - ·市町村等向け: EBA1 (者) / BBA1(児)
- ・都 道 府 県 向 け: BBA1(児)
- ·サービス提供事業所向 け: J8D1(者)/ K8D1(障害児施設 等)

図表5-4 過誤申立書情報受け渡しの概要

す。

サービス提供事業所	国保連合会	市町村等
サービス提供事業所は、一度審査		
決定した請求に対して取り下げを		市町村等は過誤申立書情報を国保
行う場合、市町村等と調整し過誤	国保連合会は、受け付けた過誤申	連合会に提出する。
申立を依頼する。	立書情報の受付点検を実施し、エ	
	ラーを発見した場合、市町村等へ	市町村等は、受付点検でエラーと
	エラーを通知する。	なった情報の確認を行い、誤りを
		修正した過誤申立情報を国保連合
	過誤申立書情報の審査結果に基づ	会に提出する。
	き市町村等及びサービス提供事業	
	所へ過誤決定通知書情報を送付す	
	る 。	

図表5-5 過誤申立書情報受け渡し概要図



※〔 〕内は交換情報識別番号

同月過誤

市町村等による過誤申立と同月に、サービス提供事業所から再請求が行われる過誤を、「同月過誤」といいます。

過誤処理と同一月に再請求を行うことで、サービス提供事業所への支払額は過誤処理によるマイナス額と再請求によるプラス額との差額調整が可能となります。

そのため、支払額へマイナスの影響を小さくできます。

支払決定額 = 決定額 6 - 過誤調整額

未調整過誤

過誤調整がある場合のサービス提供事業所への支払額は、サービス提供事業所からその月の通常分の請求に対する支払額と、過誤処理による調整額を相殺した額となります。たとえば、 - 1,000円の過誤調整があった場合は、通常分として1,500円の請求が認められたサービス提供事業所に、差額の500円が支払われることになります。

しかし、市町村等が提出した【過誤申立情報】により、サービス 提供事業所への当月支払額がマイナス(給付費の戻入)となる場合 があり、これを、「未調整過誤」といいます。

たとえば、過誤調整により - 2,000円となるサービス提供事業所で、通常請求等が1,500円だった場合、500円が未調整過誤の額となります。

未調整過誤が生じた場合、市町村等、国保連合会、サービス提供 事業所の3者で、必要に応じ、対応を協議します。

過誤処理を行う際の留意点

過誤処理を行う場合は、サービス提供事業所と十分に連絡を取り、説明を行うようにします。

サービス提供事業所から過誤申立依頼があった場合、以下の点に留意して過誤申立を行うようにします。

再請求が不可能な過誤申立の場合(全額返還:取り下げのみ) 過誤処理によるマイナス額が高額となるため、サービス提供事業 所への支払額が少額又はマイナス額等になる危険があります。

再請求が可能な過誤申立の場合

再請求情報を作成する上で、以下の問題点が考えられ、結果として同月過誤(差額調整)がうまくいかない場合があります。

- ・過誤申立にかかる再請求情報の作成が間に合わなかった
- ・過誤処理が明細書単位で行われるということを理解していない ため、再請求情報を訂正部分のみで作成してしまった
- ・どの部分に誤りがあるのか理解していないため、正しい再請求 情報の作成方法が分からなかった

以上のようなことから、過誤申立がある場合は、サービス提供事業所からの通常の請求分にかかる支払額等、事業を行っていく上での資金状態に支障がないよう、配慮が望まれます。

サービス提供事業所と協議の上、過誤処理を数か月に分散するなどの対応も考えられます。

また、市町村等にて給付実績の誤りを発見し、サービス提供事業 所へ過誤申立を促す場合は、請求誤りの箇所、正しい再請求方法、 再請求情報の提出月(過誤処理月)等について、該当サービス提供 事業所へ周知するように努めます。

審査事務にかかる 事務処理マニュアル

第6章 FAQとよくあるエラー

1 審査事務にかかる F A Q

ここでは、各都道府県の国保連合会に対して市町村・都道府県より寄せられた、審査事務 にかかるよくある質問とその答え(FAQ)を紹介します。

【小目次】

審査支払事務	警告
Q.01 請求情報の役割・・・・・・・・・・ 367	Q.14 警告等の支払の可否 ····· 371
Q.02 一次審査処理結果票の見方・・・・・・ 367	Q.15 EG28 · · · · · 371
Q.03 一次審査結果資料の見方 367	Q.16 PB21 · · · · · 372
Q.04 二次審査の概要367	
Q.05 一部の請求情報がエラー······368	
Q.06 審査結果一覧情報の追加368	支給決定・受給者台帳
Q.07 請求の時効 368	Q.17 月途中で受給者移転 ····· 372
Q.08 報酬告示の解釈(施設入所)・・・・・ 368	
_	上限額管理
エラー	Q.18 複数障害児の管理結果票 ······ 373
Q.09 仮審査への対処 ‥‥‥‥ 369	Q.19 上限額管理結果票の記載 ······ 373
Q.10 EC08 · · · · · 369	
Q.11 EG03 · · · · · 369	
Q.12 EG13 · · · · · · 370	
Q.13 PP19 · · · · · · 370	

審查支払事務

Q.01

請求情報の役割

請求情報とは何ですか。どのような種類がありますか。

A.01

請求情報とは、サービス提供事業所が給付費等の請求を行うために、サービス提供の 翌月に国保連合会に送信する情報をいいます。

請求情報の種類には請求書、請求明細書、サービス提供実績記録票、利用者負担上限額管理結果票等があります(以下、それぞれ【請求書】【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】と略記)。

詳細は本マニュアルの第2章5を参照してください。

Q.02

一次審査処理結果票の見方

一次審査処理結果票が届いたのですが、何を確認すればよ いのでしょうか。

A.02

一次審査処理結果票は、国保連合会の一次審査の結果を確認するための資料です(詳細は本マニュアルの第3章1を参照してください)。一次審査の結果、発生したエラーや警告の内容を確認し、早期に解消するために用いることができます。

Q.03

一次審査結果資料の見方

支給量オーバーチェックリストの見方や確認方法等につ いて教えてください。

A.03

支給量オーバーチェックリストは受給者へのサービス提供量を決定サービスコード単位で積み上げた結果、決定支給量を超えた場合に出力されます。帳票の見方やご確認いただく際のポイントを本マニュアル第3章2に記載していますので参照してください。

Q.04

二次審査の概要

市町村等が行う審査とはどのようなものですか。

A.04

市町村等は、国保連合会から提供される「一次審査結果資料」を参考にして、サービス提供事業所からの請求情報を「支払」とするか、「返戻」とするかの判断を行います。 これを二次審査といいます。

詳細は本マニュアルの第1章から第3章、また厚生労働省「介護給付費等に係る支給 決定事務について(事務処理要領)」「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等につ いて」等を参照してください。

Q.05

一部の請求情報がエラー

サービス提供実績記録票又は上限額管理結果票がエラーとなっている場合、請求明細書だけ支払うことはできますか。

A.05

【実績記録票】又は【上限額管理結果票】が「エラー」となっている場合においても、 請求明細書のみでの支払は可能ですが、正しいサービス提供実績記録票又は上限額管理 結果票が次月以降にも提出されない場合はその実績がデータとしては残らないこととな りますので、それをご留意の上で、支払可否を判断する必要があります。

Q.06

審査結果一覧情報の追加

二次審査で返戻があった場合、審査結果一覧情報として、 支払とする情報も送るのですか。

A.06

審査結果一覧情報は、返戻とする人の情報だけを送信します。詳細は本マニュアルの 第4章2を参照してください。

Q.07

請求の時効

サービス提供年月の古い請求があるが、時効は何年ですか。 返戻とするべきですか。

A.07

給付費等の請求権の消滅時効の基本的な考え方については、5年の消滅時効が適用されます。また、市町村等の返還請求(過誤申立依頼)の消滅時効の基本的な考え方については、5年の消滅時効が適用されます(詳細は本マニュアル第3章コラムを参照してください)。

返戻とするかについては市町村等で判断する必要があります。

Q.08

報酬告示の解釈(施設入所)

施設入所支援の入所時特別支援加算について、サービス開始年月日がサービス提供年月と同月、又はその前月でないにもかかわらず算定しているケースが見られるが、返戻とするべきでしょうか。

A.08

留意事項通知(平成18年10月31日障発第1031001号)において、入所時特別支援加算は「30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合」は算定できるとあるので、この条件に該当するのであれば算定可能です(入所時特別支援加算は、生活介護の初期加算の規定が準用されます)。

エラー

Q.09

仮審査への対処

国保連合会の仮審査により、台帳の登録内容に不備がある ことがわかりました。サービス提供事業所は請求情報の取 下げや再送信が必要ですか。

A.09

サービス提供事業所の請求に誤りがない場合、取下げや再送信の必要はありません。 台帳登録の不備への対応については、「台帳整備にかかる事務処理マニュアル」を参照の うえ、異動 / 訂正等の対応をお願いします。

Q.10 EC08

EC08「受付:該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です」について教えてください。

A.10

エラーの原因として、サービス提供事業所が提出した、審査対象の【上限額管理結果 票】(基本情報)の「上限額管理結果票情報作成区分コード」が「1:新規」の場合に、 同一キーの情報(サービス提供年月、上限額管理結果票情報作成区分コード、市町村番 号、上限額管理事業所番号、受給者証番号が同一の請求情報)が存在していることが考 えられます。

例えば、サービス提供事業所が、既に支払済となっている【上限額管理結果票】(基本情報)を修正することを目的として審査対象の【上限額管理結果票】(基本情報)を提出する場合には、「上限額管理結果票情報作成区分コード」を「1:新規」ではなく「2:修正」とする必要があります。

Q.11

EG03

EG03「資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な 受給者の支給決定情報が登録されていません」について教 えてください。

A.11

エラーの原因として、以下の場合が考えられます。

請求情報と等しい市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードの情報が、受給 者台帳(支給決定)に存在しない。

請求情報と等しい市町村番号、受給者証番号及び決定サービスコードの情報が、受給者台帳(支給決定)に存在するが、請求情報のサービス提供年月が受給者台帳(支給決定)の異動年月日の年月より前である。

具体的には、【明細書】(日数情報・契約情報)【実績記録票】(基本情報・明細情報)の決定サービスコード又はサービス内容や【明細書】(明細情報)等のサービスコードと、受給者台帳(支給決定)とのチェックが行われています。

市町村等はこれらの内容を確認し、請求情報を修正する場合は必要に応じてサービス 提供事業所が修正を行い、台帳情報を修正する場合は市町村等において修正を行います。

Q.12 EG13

EG13「資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な 受給者の支給決定情報が登録されていません」について教 えてください。

A.12

エラーの原因として、以下の場合が考えられます。

・請求情報の決定サービスコードに対する受給者台帳(支給決定)が存在する場合、サービス提供年月が「決定支給期間(終了年月日)」の年月より後である。

具体的には、【明細書】(明細情報・契約情報等)【実績記録票】(基本情報・明細情報)等のサービス提供年月について、市町村番号、受給者証番号、サービスコード等が等しい受給者台帳(支給決定)が存在する場合に、受給者台帳(支給決定)とのチェックが行われています。

市町村等はこれらの内容を確認し、請求情報を修正する場合は必要に応じてサービス 提供事業所が修正を行い、台帳情報を修正する場合は市町村等において修正を行います。 詳細については本マニュアル第6章2を参照してください。

Q.13 PP19

PP19「支給量:実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」について教えてください。

A.13

エラーの原因として、以下の場合が考えられます。

・【実績記録票】(基本情報)の「サービス提供年月」「市町村番号(都道府県等番号)」 「事業所番号」「受給者証番号」「様式種別番号」に該当するサービス種類コードと等 しい【明細書】(集計情報)が存在しない。

これにはサービス提供事業所が【明細書】を出し忘れた場合や、出しているもののエ ラーとなった場合が考えられます。

市町村等はこれらの内容を確認し、請求情報を提出・修正する場合は必要に応じてサービス提供事業所が提出・修正を行い、台帳情報を修正する場合は市町村等において修正を行います。

詳細については本マニュアル第6章2を参照してください。

警告

Q.14

警告等の支払の可否

「警告」「警告(重度)」の請求については支払となりますか。また、警告一覧表(一次審査結果が「警告」「警告(重度)」となった内容の一覧表)はサービス提供事業所にも通知されますか。

A.14

市町村等が二次審査で返戻としなければ支払となります。

また、警告一覧表はサービス提供事業所には通知されません。

Q.15 EG28 EG28「 資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」について教えてください。

A.15

警告の原因として、以下の場合が考えられます。

【明細書】(集計情報)の「利用日数管理票・対象期間(開始)」が未設定、かつ受給者台帳(支給決定)の決定支給量が0より大きい場合、【明細書】(契約情報)の「契約支給量」が、受給者台帳(支給決定)の「決定支給量」より大きい。

【明細書】(集計情報)の「利用日数管理票・対象期間(開始)」が未設定、かつ「サービス種類コード」が通所施設系サービス、かつ受給者台帳(支給決定)の「決定支給量」が未設定の場合、【明細書】(契約情報)の「契約支給量」が、受給者台帳(支給決定)の決定支給期間より算出した決定支給量(当該月の日数から8日を控除した日数/月)より大きい。

市町村等はこれらの内容を確認し、二次審査で「返戻」とするかどうかの判断を行います。また、請求情報を修正する場合は必要に応じてサービス提供事業所が修正を行い、 台帳情報を修正する場合は市町村等において修正を行います。 Q.16 PB21 PB21「 受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません」について教えてください。

A.16

警告の原因として、以下の場合が考えられます。

サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する 単位数表マスタ(請求)の「主たる事業所サービス種類コード」が未設定の場合、「事 業所番号」及び「サービス種類」(サービスコードの上2桁)に対する事業所台帳(サ ービス)の「主たる事業所サービス種類コード1」が設定されている。

サービスコードが福祉・介護職員処遇改善加算であり、かつサービスコードに対する 単位数表マスタ(請求)の「主たる事業所サービス種類コード」が設定されている場合、「事業所番号」及び「サービス種類」(サービスコードの上2桁)に対する事業所 台帳(サービス)の「主たる事業所サービス種類コード1」及び「主たる事業所サー ビス種類コード2」に設定されているサービス種類コードと一致しない。

市町村等はこれらの内容を確認し、二次審査で「返戻」とするかどうかの判断を行います。また、請求情報を修正する場合は必要に応じてサービス提供事業所が修正を行い、 台帳情報を修正する場合は都道府県等において修正を行います。

なお、「主たる事業所サービス種類コード」の設定については、平成25年4月26日付厚生労働省事務連絡「障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A」の別紙「「主たる事業所サービス種類コード」の設定例について」を参照してください。

支給決定・受給者台帳

Q.17

月途中で受給者移転

月の途中で異なる市町村へ転出、転入したときは、負担上限月額の管理及び高額障害福祉サービス費の算定について、どのように取り扱えばよいですか。

A.17

平成19年5月24日付厚生労働省事務連絡「障害福祉サービス等の利用者負担等に係るQ&A」に次の通り示されています。

「市町村間の住所の異動があり、支給決定を行う市町村が異なる場合は、それぞれで、 負担上限月額の管理及び高額障害福祉サービス費の算定を行うこととし、同一月の市 町村間の調整は行わない。(介護保険と同様の取扱いとなる。)」 上限額管理

Q.18

複数障害児の管理結果票

同一世帯の複数児童(兄弟)で利用者負担上限額管理を行った場合、管理結果は「1」「2」「3」のどれになりますか。

A.18

同一世帯に障害児が複数ある場合の上限額管理結果については、平成19年10月31日付厚生労働省事務連絡「障害者自立支援給付支払システムに係るQ&Aについて」の項番16及び別添9「同一世帯に障害児が複数ある場合の上限額管理について」を参照してください。

また、同一世帯に障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合の事務については、 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の「第6 利用者負担の上限 額管理事務」を参照してください。

Q.19

上限額管理結果票の記載

【上限額管理結果票】の情報作成区分、「1:新規」「2:修正」「3:取消」について、どのように使い分けるのか教えてください。

A.19

新規に【上限額管理結果票】を提出する場合は「1:新規」、提出した【上限額管理結果票】の修正を提出する場合は「2:修正」、提出した【上限額管理結果票】を取り消す場合(基本情報レコード単位の取消)は「3:取消」を設定します。

また、「1:新規」「2:修正」については、【上限額管理結果票】が審査を通った(実績がある)場合には「2:修正」を、【上限額管理結果票】が審査を通らなかった(返戻となった)場合には「1:新規」を提出します。

詳細は「インタフェース仕様書(サービス事業所編)」の「利用者負担上限額管理結果票情報レコード作成方法」を参照してください。

2 よくあるエラー(一次審査)

エラーの発生状況と傾向

国保連合会での一次審査で令和5年度(令和5年5月受付~令和6年4月受付分)中に発生したエラー件数は、約90万件でした。 この約90万件のエラーについては、上位5コードで発生件数の約63%(約57万件)を占めていました。

エラーコード別の発生状況の一覧は図表6-1のとおりです。

図表6-1 令和5年度におけるエラーコード別の発生状況

赤字のコードは に解説を掲載 発生件数が多いものから順に抜粋

コード	メッセージ	発生件数
ED01	資格:該当の請求情報は既に支払確定済です	224,880
EC01	受付:該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	130,900
PP19	支給量:実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	127,261
EG13	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されてい ません	41,654
EG02	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていませ ん	40,621
EG12	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登 録されていません	31,147
EH12	資格:請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情 報がサービス提供年月時点で有効ではありません	26,552
EG17	資格:上限額管理対象外の受給者です	17,899
EG01	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録さ れていません	17,645
EG29	資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に 値が設定されています	17,457
ED02	資格:該当の請求情報は既に支払確定済です	13,847
EG05	資格:請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額 管理事業所番号」と一致していません	13,120
EH17	資格:請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の 支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません	11,881
EN02	資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書 の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	10,332
EC02	受付:該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています	9,644
EH16	資格:請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給 決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません	9,601
EG03	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されてい ません	7,717
EG20	資格:受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です	7,387
EH10	資格:請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情 報が存在していません	6,955
EN21	資格:請求額集計欄の「利用者負担額 」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費 等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	6,371
EG71	資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障 害者特別給付費は算定できません	5,854
EH11	資格:請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が サービス提供年月時点で有効ではありません	5,131
EH14	資格:請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給 決定情報が存在していません	5,104

よくあるエラーと対処法

エラーコード

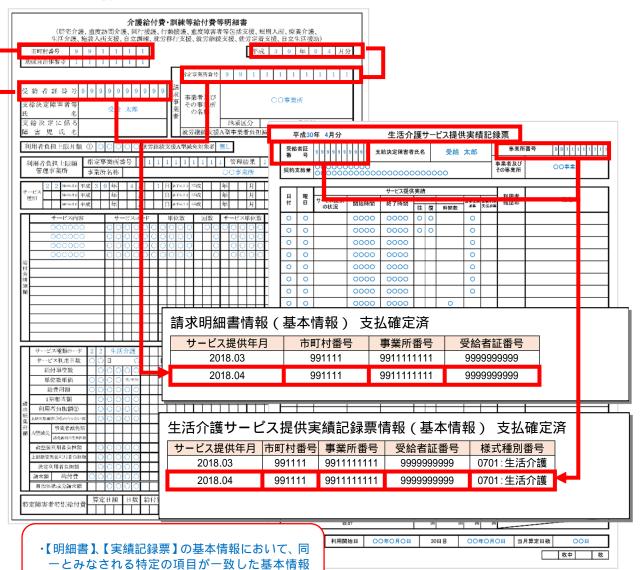
ED01

資格:該当の請求情報は既に支払確定済です

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	基本
	【実績記録票】	基本
	【上限額管理結果票】	-

メッセージ

エラーとなる例



【明細書】や【実績記録票】の基本情報について、同一とみなされる基本情報を持つ支払確定済の請求情報が存在しています。

請求情報において、一致することで同一とみなされる特定の項目は、【明細書】【実績記録票】毎に、下記の通りです。

【明細書】: サービス提供年月、市町村番号²、事業所番号、受給者 証番号

【実績記録票】: サービス提供年月、市町村番号²、事業所番号、受給者証番号、様式種別番号

過去に上記の情報が同一である請求が支払確定済となっている 理由には、例えば、市町村に過誤の依頼をせずに支払確定済の請求 を再送信した場合等が考えられます。

前ページの例では、 事業所の【明細書】【実績記録票】において、サービス提供年月が2018年4月であり、市町村番号・事業所番号・受給者証番号等が同一である基本情報を持つ支払確定済の請求情報が存在しているため、「エラー」となります。

- 対処方法
- サービス提供事業所は、請求情報と、すでに支払確定済の請求情報のどちらが本来有効とするべき請求情報であるかを確認します。

「エラー」となった請求情報を有効にする場合、サービス提供事業所から市町村等へ、すでに支払確定済となっている請求情報について、過誤申立の依頼がなされます。

- 1これらがすべて同一で ある情報が有数した 重複したます。と判断されまでに「常」と判定された情報がある場合、では、と判定された情報がある場合されて表した。重複したはいます。
- 2障害児支援の場合は 都道府県等番号になります。

正常となる例

請求明細書情報(基本情報)

(
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号					
2018.04	991111	9911111111	999999999					

生活介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)

	サービス提供年月	市	町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号
ı	2018.04		91111	9911111111	999999999	0701:生活介護
	請求明細書情報((基	本情報)	支払確定済		
		+	ᅲᆚᆓᇊᄆ	= 半に五口	ᄑᄊᆂᆓᄑᄆ	

サービス提供年月	市	订村番号	事業所番号	受給者証番号
2018.02		91111	9911111111	999999999
2018.03		91111	9911111111	999999999

生活介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	樣式種別番号
2018.02	91111	9911111111	999999999	0701:生活介護
2018.03	991111	9911111111	999999999	0701:生活介護

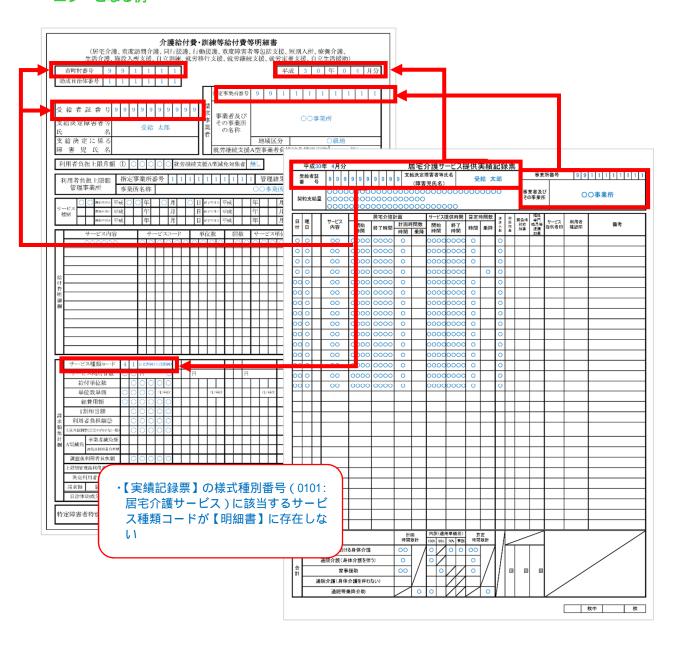
・【明細書】【実績記録票】の基本情報において、同一とみなされる特定の項目が一致した基本情報を持つ支払確定済の請求情報が存在していない

エラーコード メッセージ PP19

支給量:実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません

樣式 レコード:項目 【請求書】 審查対象 【明細書】 請求情報 【実績記録票】 基本: 様式種別番号 【上限額管理結果票】

エラーとなる例



【実績記録票】におけるサービス提供年月、市町村番号³、事業 所番号、受給者証番号及び様式種別番号に該当するサービス種類コ ードと等しい【明細書】が存在していません。

【明細書】が存在しない理由としては、 【明細書】が返戻となった、 【明細書】の請求が漏れていた、などが考えられます。

前ページの例では、 事業所の「居宅介護」の【実績記録票】と、【明細書】とにおいて、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号、受給者証番号は合致しているものの、【明細書】のサービス種類コードが「41」の「自立訓練(生活訓練)」のみであり、「居宅介護」の【実績記録票】と合致する、サービス種類コード「11」の「居宅介護」が存在しないため、「エラー」となります。

なお、共同生活援助における入所系サービス部分の【実績記録票】 (様式種別番号:1801)の場合は、外部サービスを利用した訪問系 サービス部分(受託居宅介護サービス)以外の報酬が【明細書】に おいて算定されていることも、あわせてチェックが行われます。ま た、受託居宅介護サービスの【実績記録票】(様式種別番号:1802) の場合は、受託居宅介護サービスの報酬が【明細書】において算定 されていることもチェックが行われます。これらのチェックによ り、それぞれ必要な情報が合致しない場合も「エラー」となります。

対処方法

「エラー」により返戻となった場合、サービス提供事業所は請求 情報を修正し、必要に応じて再請求を行うことになります。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)

 サービス提供年月
 市町村番号
 事業所番号
 受給者証番号
 様式種別番号

 2018.04
 991111
 9911111111
 99999999999
 0101:様式1

 請求明細書情報(集計情報)

明水奶料首用拟(朱可用拟)

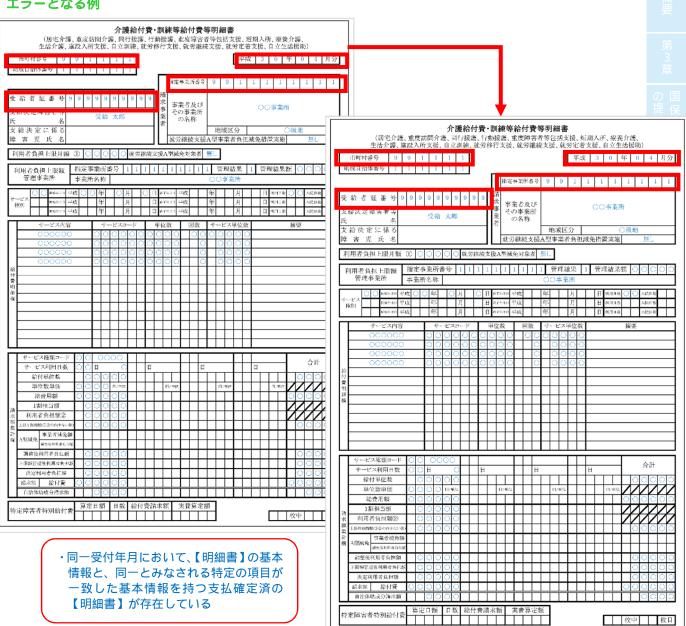
サービス提供年月市町村番号事業所番号受給者証番号サービス種類コード2018.0499111199111111119999999999911:居宅介護

・【実績記録票】の様式種別番号(0101)に該当するサービス種類コードが【明細書】に存在している

3 障害児支援の場合は 都道府県等番号にな ります。

	様式	レコード:項目
	【請求書】	基本
審査対象 請求情報	【明細書】	基本
AIS S TIS TIS	【実績記録票】	基本
	【上限額管理結果票】	基本

エラーとなる例



同一受付年月の請求情報において、【請求書】【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】の基本情報と同一とみなされる基本情報を持つ請求情報が存在しています。

請求情報のうち、【請求書】【上限額管理結果票】毎に、一致する ことで同一とみなされる特定の項目は、下記のとおりです 4。

【請求書】: サービス提供年月、市町村番号 5、事業所番号

【上限額管理結果票】: サービス提供年月、市町村番号 ⁵、上限額管 理事業所番号、受給者証番号

具体的には、複数の請求情報の間で審査結果が正常となった請求情報と同一とみなされる基本情報を持つ請求情報が存在している(1回目送信分の内容誤りに気づき、1回目送信分の請求取り消しを行わないで、再度同一の請求情報を送信したなど、請求情報が複数送信されている) 同一請求情報内で、審査結果が正常となった請求情報と同一とみなされる基本情報を持つ請求情報が存在しているためです。

前ページの例では、 事業所の【明細書】において、サービス 提供年月、市町村番号・事業所番号・受給者証番号等が同一である 基本情報を持つ請求情報が存在しているため、「エラー」となりま す。

対処方法

サービス提供事業所は、各請求情報のどちらが本来有効とするべき請求情報であるかを確認します。

「エラー」となった請求情報を有効にする場合、サービス提供事業所から市町村等へ、すでに支払確定済となっている請求情報について、過誤申立の依頼がなされます。

事業所番号

9911111111

正常となる例〔明細情報・複数の請求情報が存在する例〕

市町村番号

991111

請求明細書情報 A (基本情報)

サービス提供年月

2018.04

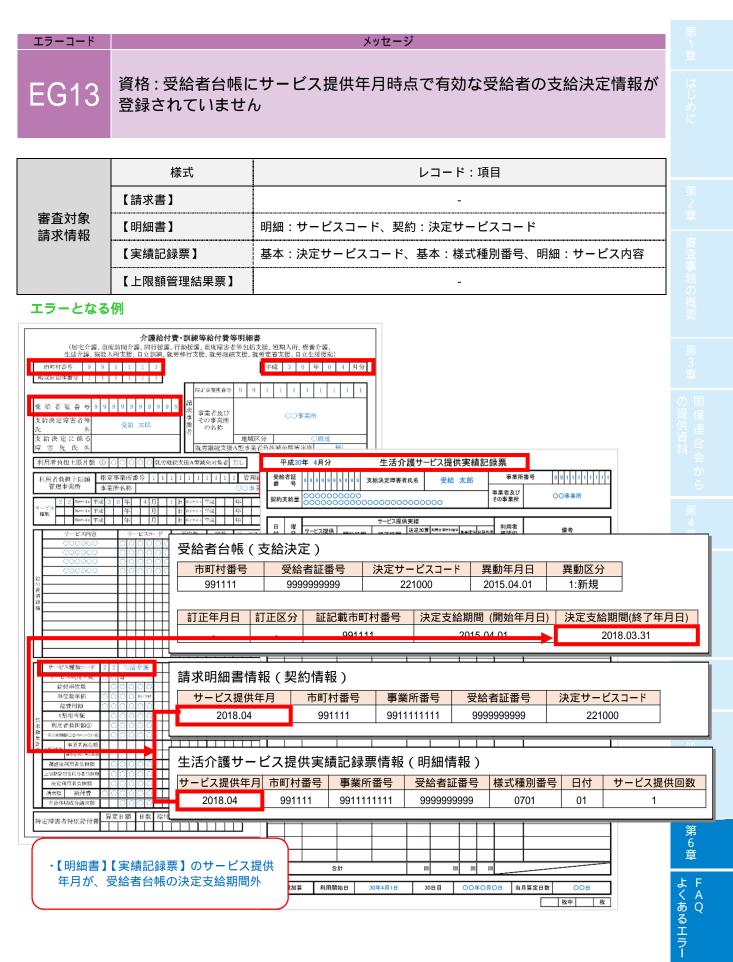
2018.04	991111	9911111111	999999999	—
				' I
請求明細書情報 B (基本情報)			
サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	
2018.04	991111	9911111111	666666666	
2018.04	991111	9911111111	777777777	₽

- 4【明細書】【実績記録 票】において、一致することで同一とみなされる特定の請求情報 の項目については、 ED01の例を参照。
- 5 障害児支援の場合は 都道府県等番号にな ります。

・同一受付年月において、 【明細書】の基本情報 と、同一とみなされる特 定の項目が一致した基 本情報を持つ支払確定 済の【明細書】が存在し ていない

受給者証番号

88888888



【明細書】や【実績記録票】について、市町村番号 6、受給者証番号及びサービスコード又はサービス内容が等しい情報が受給者台帳 7に存在する場合に、【明細書】【実績記録票】のサービス提供年月が、受給者台帳の最新履歴の決定支給期間内ではありません(サービス提供年月については、【実績記録票】(基本情報)の場合、施設入所支援、宿泊型自立支援、共同生活援助のいずれかであり、かつ様式種別番号が等しい明細情報が存在しない場合、基本情報の地域移行加算・退所日(年月日)の年月に置き換えます。)。

受給者台帳に登録された支給決定有効期間外のサービス提供年 月で請求される理由には、 【明細書】【実績記録票】の「サービス 提供年月」をサービス提供事業所が誤入力した、 市町村において 受給者台帳の支給決定情報が未登録だった、などが考えられます。

前ページの例では、 事業所の【明細書】【実績記録票】において、サービス提供年月が2018年4月なのに対し、受給者台帳における決定支給期間が、2018年3月31日までとなっているため、「エラー」となります。

対処方法

「エラー」により返戻となった場合、サービス提供事業所は請求 情報を修正し、必要に応じて再請求を行うことになります。

受給者台帳の誤りの場合、市町村等は「異動/訂正連絡票情報」 を作成し、国保連合会に送信します。

- 6 障害児支援の場合は 都道府県等番号にな ります。
- 7障害児支援の場合は 障害児支援受給者台 帳になります。
- 8また、【明細書】(明細書」(明細書」(明細書」)の場合は、りの場合は、しいの場合は、しいの場合は、しいの場合は、しいの場合は、しいの場合は、しいの場合は、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいのは、はいいの場合は、この場合は、はいいいの場合は、はいいのは、はいい

正常となる例

受給者台帳(支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービス コード	異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
991111	9999999999	221000	2015.04.01	1∶新規	991111	2015.06.01	2018.05.31

請求明細書情報(契約情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード
2018.04	991111	9911111111	9999999999	221000

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供 年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別 番号	日付	サービス 提供回数
2018.04	991111	9911111111	999999999	0701	01	1

・【明細書】【実績記録票】 のサービス提供年月が、 受給者台帳の決定支給 期間内

【明細書】や【上限額管理結果票】について、サービス提供年月が、受給者台帳⁹の利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額有効期間内ではありません(サービス提供年月日については、【明細書】の基本情報に対応する明細情報のサービスコードが、退所時特別支援加算、地域移行加算、又は自立生活支援加算(及び処遇改善(特別)加算)であり、日数情報のサービス開始日等・終了年月日が設定されている場合は、この年月に置き換えます 10)。

受給者台帳に登録された利用者負担上限月額有効期間外のサービス提供年月で請求される理由には、 【明細書】【上限額管理結果票】の「サービス提供年月」をサービス提供事業所が誤入力した、 市町村において利用者負担上限月額情報が未登録だった。などが

市町村において利用者負担上限月額情報が未登録だった、などが考えられます。

前ページの例では、事業所の【明細書】【上限額管理結果票】において、サービス提供年月が2018年4月なのに対し、受給者台帳における利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)が、2018年5月1日からとなっているため、「エラー」となります 11。

対処方法

「エラー」により返戻となった場合、サービス提供事業所は請求 情報を修正し、必要に応じて再請求を行うことになります。

受給者台帳の誤りの場合、市町村等は「異動/訂正連絡票情報」 を作成し、国保連合会に送信します。 9 障害児支援の場合は 障害児支援受給者台 帳になります。

10この置き換えについては、サービス提供年月が対応する受給者台帳の異動年月日の年月と異なり、受給者台帳の異動区分が「3:終了」の場合が条件です。

11「エラー」の原因は利 用者負担上限月 有効期間外であると 供年月が、受給者者 帳における利用有効 担上限月毎日 担上限了年月し 後の場合も、ります。 「エラー」となります。

正常となる例

受給者台帳(基本)

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	証記載 市町村番号	利用者負担上限月額 有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額 有効期間(終了年月日)
991111	9999999999	2018.05.01	1:新規	991111	2018.04.01	2021.03.31

請求明細書情報(基本情報)

_	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
_	2018.04	991111	991111111	999999999

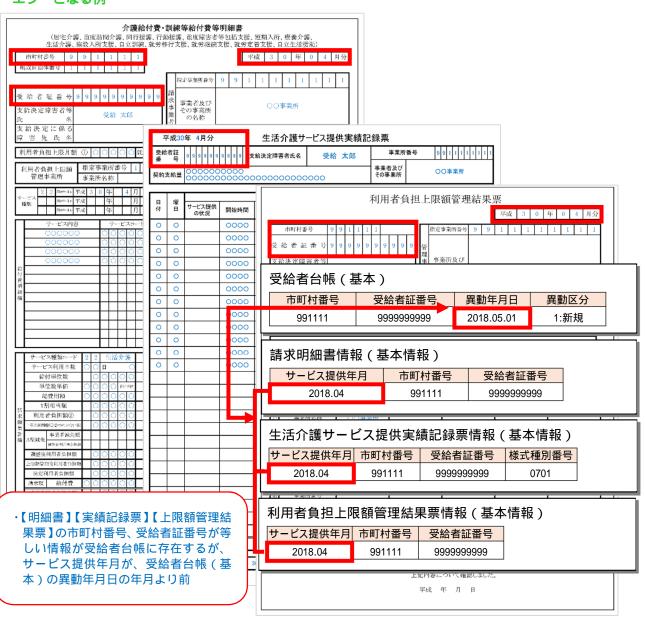
利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号
2018.04	991111	991111111	999999999

・【明細書】【上限額管理結果票】のサービス提供年月が、 受給者台帳の利用者負担上限月額有効期間の年月内

	様式	レコード:項目
	【請求書】	-
審査対象 請求情報	【明細書】	基本:市町村番号、基本:受給者証番号
HIS STILL	【実績記録票】	基本:市町村番号、基本:受給者証番号
	【上限額管理結果票】	基本:市町村番号、基本:受給者証番号

エラーとなる例



【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】について、市町村番号 12、受給者証番号が等しい情報が受給者台帳 13に存在しない、または、市町村番号、受給者証番号が等しい情報が受給者台帳に存在する場合に、【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】のサービス提供年月が、受給者台帳(基本情報)の異動年月日の年月以降ではありません。

前ページの例では、 事業所の【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】において、市町村番号、受給者証番号が等しい情報が受給者台帳に存在し、サービス提供年月が2018年4月なのに対し、受給者台帳における異動年月日の年月が2018年5月となっているため、「エラー4」となります。

対処方法

「エラー」により返戻となった場合、サービス提供事業所は請求 情報を修正し、必要に応じて再請求を行うことになります。

受給者台帳の誤りの場合、市町村等は「異動/訂正連絡票情報」 を作成し、国保連合会に送信します。

- 12障害児支援の場合は 都道府県等番号にな ります。
- 13障害児支援の場合は 障害児支援受給者台 帳になります。
- **14**障害児支援の場合は 「EG01」となります。

正常となる例

受給者台帳(基本情報)

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分
991111	999999999	2018.04.01	1:新規

請求明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号
2018.04	991111	999999999

生活介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	様式種別番号
2018.04	991111	999999999	0701

利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号
2018.04	991111	999999999

・【明細書】【実績記録票】【上限額管理結果票】のサービス 提供年月が、受給者台帳(基本情報)の異動年月日の年 月以降

索引

A - Z	EC01	379	PJ69	168
B71179	EC08	369	PJ72	170
B72179	ED01	375	PJ73	172
B73179	EE38	98	PJ78	174
B74179	EE57	100	PK10	176
B7A179	EG03	369	PK11	178
B7B1 79	EG12	383	PK12	180
B7C1 79	EG13	370、381	PK13	182
B7D1 79	EG22	104	PK15	184
B7E179	EG26	106	PK18	186
B7F179	EG28	371	PK19	188
B7G1 79	EG37	108	PK20	190
B7H179	EG50	110	PK21	192
B7J179	EG60	78、84	PK29	194
B7K1 79	EH02	112	PP04	78、84、200
B7L179	EH03	114	PP05	202
B7M179	EL30	118	PP06	204
B7N1	EL63	120	PP14	78、84、206
B811354	EL77	122	PP16	208
B821354	EL92	124	PP19	370、377
BA11359	FAQ	366	PP51	210
BBA1 361	J8D1	361	PP53	212
E711 79	K8D1	361	PP54	214
E721 79	PA40	126	PP66	216
E742 79	PA60	128	PP85	230
E751 79	PA61	130	PP87	232
E7A179	PA72	132	PP88	234
E7B179	PA99	134	PP89	236
E7C179	PB21	372	PP90	238
E7D179	PB54	136	PP94	242
E7E179	PB57	138	PP95	246
E7F179	PB72	140	PP96	250
E7G179	PB78	142	PP97	252
E7H179	PB79	144	PP98	254
E7J179	PC07	146	PP99	256
E7K179	PC08	148	PQ01	258
E7L179	PC31	150	PQ02	260
E7M179	PC49	152	PQ03	262
E7N1 79	PJ25	158	PQ04	264
E811354	PJ50	160	PQ05	266
E821354	PJ64	162	PQ06	268
EA11359	PJ67	164	PQ07	270
EBA1361	PJ68	166	PQ08	272

PQ09274	一次審査結果票 79、80	備)369
PQ10276	一次審査処理結果票 74、76	仮点検74
PQ11278	一次審査処理結果票(支給量オ	簡易入力システム18、24
PQ12280	ーバー)78	関係事業所66
PQ13282	一次審査処理結果票の見方. 367	看護職員加配加算 190、192
PQ14284	一次審査済介護給付費・訓練等	関連 No87
PQ15286	給付費等請求書情報79	基準該当事業所27
PQ16288	一次審査済計画相談支援給付費	機能訓練17
PQ17290	請求書情報79	給付費等18
PQ18292	一次審査済障害児相談支援給付	給付費の戻入363
PQ19294	費請求書情報79	共生型サービス31
PQ20296	一次審査済障害児通所給付費・	共同生活援助17、150、217、
PQ21298	入所給付費等請求書情報79	230、238、255、
PQ26302	一次審査済明細書等情報79	258、294、319、347
PQ27 304	一部の請求情報がエラー 368	共同生活援助サービス提供実績
PQ28 306	移動介護加算43	記録票53
PQ29308	移動支援17	業務処理日程26
PQ30310	医療型児童発達支援 17、304	居宅介護17、225、227、
PQ34312	医療型児童発達支援提供実績記	239、349、351
PQ35314	録票62	居宅介護サービス提供実績記録
PQ65316	医療型障害児入所施設17	票41
PQ69318	医療連携体制加算190、192	居宅訪問型児童発達支援
PQ71320	エラー22、90	17、317
PQ79322	エラー(一次審査) 374	居宅訪問型児童発達支援提供実
PQ91324	エラー(一部の請求情報). 368	績記録票65
PQ96326	オーバー87	グループホーム17
PR42328	か - こ	計画相談支援14、17
PS85334	介護給付費・訓練等給付費等請	計画相談支援給付費請求書(様
PS86336	求書(様式第一)32	式第四)34
PS87338	介護給付費・訓練等給付費等明	計画相談支援給付費明細書(様
PT39340	細書(様式第二)36	式第六)39
PT53342	開所時間減算 136、170、172	警告22、90
PT54344	外部サービス利用型共同生活援	警告(重度)22、90
PU35346	助258	警告(重度)エラーコード92
PU46348	過誤決定通知書情報 361	警告一覧表79、82
PU58350	過誤処理	警告等の支払の可否371
PW76352	過誤調整額(同月過誤) 363	契約支給量69
あ - お	過誤申立364	契約支給量と決定支給量371
一次審査9、22、74	過誤申立情報359、361	契約内容(障害福祉サービス受
一次審査エラーコード別処理結	過誤申立情報の提出 360	給者証記載事項)報告書(様式
果票77	過誤申立書情報	第 26 号)70
一次審査結果資料22、79	仮審査74	契約内容報告書69
		決定額(同月過誤)363
一次審査結果資料の見方 367	仮審査への対処(台帳登録の不	大足領(四月迴跃)303

決定支給量と契約支給量 371	実績記録票のレコード数	障害児入所支援提供実績記録票
高額障害福祉サービス等給付費	239、243、247、299	60
15	指定基準26	障害児入所報酬告示91
高額障害福祉サービス費の算定	児童発達支援17、303	障害児の管理結果票(複数障害
(月途中で受給者移転).372	児童発達支援提供実績記録票61	児)373
交換情報識別番号	児童福祉法	障害児福祉計画13
行動援護 17、255、263	支払決定額(同月過誤) 363	障害児への障害福祉サービス15
行動援護サービス提供実績記録	重度障害者等包括支援17	障害者・障害児の範囲13
票42	重度障害者等包括支援サービス	障害者自立支援法8
光熱水費	提供実績記録票44	障害者総合支援給付審査支払等
国保連合会と市町村等の役割9	重度訪問介護	システム22、24
国保連合会における審査6	里皮切问 /	で
ਣ - ਟ	259、265、267、351	障害者等12
サービス提供実績記録票29、91	重度訪問介護サービス提供実績	障害審査支払等システム24
サービス提供実績記録票(エラ	記録票43	障害福祉計画13
-)368	就労移行支援 17、143、	障害福祉サービス14
再請求359、364	145、277、287	障害福祉サービス関係費8
差額調整364	就労移行支援提供実績記録票51	障害福祉サービス受給者証19、
算定構造26	就労継続支援17、279、289	69
自活訓練加算341	就労継続支援(A型、B型)	障害福祉サービス報酬告示91
支給決定18	143、145	障害福祉サービス留意事項通知
支給決定障害者等18、26	就労継続支援提供実績記録票52	91
支給量オーバーチェックリスト	就労定着支援	上限額管理66
79、84	17、147、321、329	上限額管理結果票29、66、91
支給量管理19	就労定着支援提供実績記録票58	上限額管理結果票(エラー)
事業所台帳(送迎加算の有無)	受給者移転(月途中) 372	368
事業が日曜(区壁加昇の有無) 143、145	受給者異動連絡票情報74	上限額管理結果票の記載373
時効85	受給者訂正連絡票情報74	上限額管理者66
時効(請求)368	宿泊型自立訓練 119、141、	上限額管理対象者66
	247、248、293、335	消滅時効85
時効却下リスト79、85	宿泊型自立訓練サービス提供実	初回加算133、185
施設入所(報酬告示の解釈)	績記録票50	初期加算147、321
368	受託居宅介護サービス 217	ショートステイ17
施設入所支援 17、119、243	主たる事業所サービス種類コー	自立訓練17
291、293、295、335、337、	ド(福祉・介護職員処遇改善加	自立訓練(機能訓練)
339、343、345	算)372	17、145、273、283
施設入所支援提供実績記録票47	障害児支援15	自立訓練(機能訓練)サービス提
市町村審査用資料79	障害児支援留意事項通知91	供実績記録票48
市町村請求情報356	障害児女媛虽总事項過俎17	自立訓練(生活訓練)
市町村等6	障害児祖談又援	ロ 立 訓練(主/占 訓練 <i>)</i> 17、143、145、275、285
市町村等が行う審査367	障害児母所報酬日水	17、143、143、275、265 自立訓練(生活訓練)サービス提
市町村等支援システム 24		
実績記録票29、31、91	311、335、339、341、	供実績記録票49
	343、345	自立支援医療費14

自立支援給付12、14	地域移行体験宿泊加算213、215	入所系のサービス
自立生活援助17	地域移行体験利用加算 312、314	291、293、295
自立生活援助提供実績記録票59	地域共生社会6	入所時特別支援加算130、368
自立生活支援加算123、347	地域生活支援事業12、14、15	は - ほ
審査結果一覧情報の追加 368	地域相談支援14	派遣人数.250、262、266、268
審査対象明細表79、83、87	地域相談支援受給者証19	費用算定基準26
審査の観点 26	地域定着支援17	福祉・介護職員処遇改善加算(主
身体介護253、351	地域定着支援提供実績記録票57	たる事業所サービス種類コー
身体障害者福祉法12	知的障害者福祉法12	ド)372
生活介護 17、137、143、	中核市6	福祉型障害児入所施設 17、119
271、281、323	昼食345	福祉専門職員等連携加算 138
生活介護サービス提供実績記録	朝食343	複数障害児の管理結果票373
票 46	通常過誤358、361	負担上限月額66
生活訓練17	通所系のサービス255、257、	負担上限月額の管理(月途中で
請求時効該当確認リスト79、86	259、261、265、281、283、	受給者移転)372
請求書29、31、91	285、287、289、303、	返還請求(過誤申立依頼)の消滅
請求情報29	305、307、309	時効85
請求情報の誤り361	通所施設移行支援加算 317	返戻23
請求情報の役割367	通所受給者証69	返戻(予定)一覧表79、81
請求省令22、29	月途中で受給者移転 372	保育・教育等移行支援加算 .124
請求の時効368	定員超過特例加算149	保育所等訪問支援 17、309
請求明細書29、91	提供通番92、349、351	保育所等訪問支援提供実績記録
請求明細書取り下げ 358	電子請求受付システム24	票64
正常22、90	同一世帯複数障害児の管理結果	放課後等デイサービス 17、307
精神保健福祉法12	票373	放課後等デイサービス提供実績
政令市6	同月過誤358、363、364	記録票63
送迎加算の有無(事業所台帳)	同行援護…17、261、265、269	報酬告示26
143、145	同行援護サービス提供実績記録	法定代理受領26
た - と	票55	訪問系のサービス
退院・退所月加算121	特定障害者特別給付費15	271、273、275、277
大規模減算149	特別区6	ホームヘルプ17
台帳過誤358	特別支援加算187、189	補装具費14
台帳登録の不備(仮審査への対	取込送信システム 18、24	ま - も
処)369	な - の	未調整過誤363
単位数表マスタ97	難病患者13	明細書29、31、91
短期入所17	二次審査9、90	
短期入所サービス提供実績記録	二次審査結果354	や-よ
票45	二次審査結果一覧情報 22、354	夜間支援等体制加算140
地域移行加算 118、239、334	二次審査結果情報 354	夕食336
地域移行支援	二次審査結果票情報 22、354	よくあるエラー(一次審査)
14、121、213、313	二次審査の概要 367	374
地域移行支援提供実績記録票56	日中サービス型共同生活援助	

......319

5-3

利用者負担上限額管理結果票					
	29	9、	67		91
利用者負担上限	月額	1	07、	1	09
療養介護					17
療養介護医療費	ţ				14
レコード数(実	績記録	录票	₹)		
238、	243、	24	17、	2	99

審査事務にかかる事務処理マニュアル

令和6年9月30日 令和6年6月版発行

編集・発行 障害者総合支援法等審査事務研究会